

行政手続をめぐる国際ルールに関する調査 研究報告書

平成 26 年 3 月

一般財団法人 行政管理研究センター

はしがき

今日の我が国は、様々な国際的協定等を締結している。そして、これにより、国内における行政手続の法制も、こうした協定等に適合するかたちで整備することを迫られうる。

本調査研究は、多国間で締結される協定等が、国際的なルールとしてどのように国内の行政手続に関する法制に影響を与えうるかということを考えるための素材を提供することを目的として行われた。本調査研究は一般財団法人行政管理研究センターが実施し、金崎剛志研究員が中心となって、報告書が作成された。

本報告書が各方面で広く活用されれば幸いである。

平成 26 年 3 月

一般財団法人 行政管理研究センター

目次

第一部 本調査研究の目的と方法	8
I 本調査研究の目的	8
II 本調査研究の方法	9
第二部 事例解説	10
I 申請に対する処分	10
1 審査基準	10
2 処理期間	12
3 申請に対する応答	14
4 理由の提示	16
5 情報の提供	17
II 不利益処分	19
1 適当な通知	19
2 意見陳述の機会	20
III 意見公募	22
1 事前の公表	22
2 意見提出の機会の付与	23
3 提出意見及び政府見解の公表	23
4 提出意見の考慮義務を含むもの	24
5 その他	24
IV 不服申立	25
第三部 収集事例一覧	27
I EPA 総則規定	27
1 申請に対する処分	27
2 不利益処分	34
3 意見公募	40
II EPA 各論規定	45
1 審査基準の公表	45
2 標準処理期間の公表	46
3 審査の開始	47
4 決定の通知	48
5 不備の通知	50
6 理由の提示	50
7 情報の提供	52

8 意見公募	53
9 不服申立	53
Ⅲ WTO 設立協定附属書	56
1 申請に対する処分	56
2 不服申立	57
第四部 事例インデックス	59
I EPA 総則規定	59
II EPA 各論規定	62
Ⅲ WTO 設立協定附属書	64
総則規定の図表	65

凡例

次に掲げる協定は略して表記する。括弧内はそれぞれの協定の発効年である。

日・シンガポール EPA (2002年) : 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定

日・メキシコ EPA (2005年) : 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定

日・マレーシア EPA (2006年) : 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

日・チリ EPA (2007年) : 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定

日・タイ EPA (2007年) : 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定

日・インドネシア EPA (2008年) : 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定

日・ブルネイ EPA (2008年) : 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定

日 ASEAN・EPA (2008年12月から順次発効) : 日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定

日・フィリピン EPA (2008年) : 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定

日・スイス EPA (2009年) : 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定

日・ベトナム EPA (2009年) : 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定

日・インド EPA (2011年) : 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定

日・ペルー EPA (2012年) : 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定

WTO 設立協定 : 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

それぞれの協定の条文は以下のウェブページから得た。

EPA : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>

WTO 設立協定 : http://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/legal_e.htm (原文)

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_agreements/marrakech/index.html (邦語訳)

第一部 本調査研究の目的と方法

I 本調査研究の目的

本調査研究においては、近年の政治・経済のグローバル化の流れの中で二国間あるいは多国間の協定等が国内法制である行政手続に与える影響とその評価等を分析・整理する。

我が国では、昭和 39 年の第一次臨時行政調査会において行政手続に関する一般法として行政手続に関するルールの必要性が指摘され、様々ないきさつを経て、平成 5 年に行政手続法（以下「行手法」という。）が制定され、同法は平成 6 年に施行されるに至った。そして現在、行手法が制定されて 20 年が経過している。その間、我が国は諸外国との間で様々な協定や条約といった国際的な取決めを行ってきた。その中には、我が国の行政手続法の内容を反映させたようなものも存在する。このような協定等を締結することによって、諸外国においても我が国と類似した行政手続制度が採用されることとなり、我が国と諸外国とが共通の行政手続制度を共有することとなる。

他方、二国間・多国間の国際交渉の活発化に伴い行政手続の分野におけるルールについても、国際的に共通の方向で整備が進められる場合には、我が国の行手法にも一定の影響を与えるものと認められる。

本調査研究においては、二国間・多国間の協定等における行政手続関係の合意事項を収集し、これらに共通する要素や方向性を調査分析する。そして、これにより、行政手続をめぐる国際的なルールについて、国際的に共通してみられるその強度と弱度の傾向を浮き彫りにする。これにより、今後の我が国の国内法制の整備のあるべき方向性を明らかにすることに寄与することを目的とする。

II 本調査研究の方法

本調査研究においては、平成 26 年 3 月時点で発効済みの EPA 及びその附属書のうち我が国が締約国であるものを検討の対象とする。これに加えて、WTO 設立協定の附属書をも検討の対象とする。これらの協定の規定のうち、行政手続に関わるものを抽出し、我が国の行手法及び行政不服審査法の定め方に対応したかたちで、申請に対する処分に関わるもの、不利益処分に関わるもの、意見公募に関わるもの、行政上の不服申立に関わるものをそれぞれ分類する。こうして分類された事項について、それぞれ行政手続のいかなる側面に関わるものであるのかといった観点からさらに細分化する。

上記の方法で細分化された分類された収集事例を次の方法で分析する。収集事例の中にも含まれた合意事項が、義務規定か、努力義務規定か、留保事項が存在するかということを確認する。これにより、当該事項が国際ルールとして持つ拘束性の強度及び弱度を分析する。このようにしてそれぞれの項目ごとに分析を加える。この分析に基づいて、EPA の総則規定については、それぞれの項目にまたがって横断的に眺めることができるよう、図表を作成し本報告書の末尾に添付する。

第二部 事例解説

I 申請に対する処分

1 審査基準

(1) 行政手続法

平成5年（1993年）に制定された我が国の行手法5条には申請に対する処分の審査基準についての規定がある。行手法5条1項は、「行政庁は、審査基準を定めるものとする」とし、同条2項は、「行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない」とし、同条3項は、「行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない」と定める。まず、同条1項で審査基準を定めることが行政庁に義務付けられている。次に、同条2項で基準の具体化が義務付けられている。最後に、原則としてこの基準を公表することが義務付けられている。例外は「行政上特別の支障があるとき」に当たる場合である。

(2) 審査基準の設定

【事例1】日・マレーシア EPA 第5条2項では、申請に対して行う行政上の決定の基準を定めることが、締約国の権限ある当局に義務付けられている。ただし、ここには、「自国の法令に従って」という留保がある。【事例2】日・インドネシア EPA 第5条2項では、申請に対して行う行政上の決定の基準を定めることが、締約国政府の権限ある当局に義務付けられている。ここでも、「自国の法令に従って」という留保がある。【事例3】日・ブルネイ EPA 第4条2項では、申請に対して行う行政上の決定の基準を定めることが、締約国政府の権限ある当局に義務付けられている。ここでも、「自国の関係法令に従って」という留保がある。【事例4】日・フィリピン EPA 第6条2項では、申請に対してとる措置の基準を定めることが締約国の権限ある当局に義務付けられている。ここでも、「自国の法令に従って」という留保がある。【事例5】日・ベトナム EPA 第5条2項では、申請に対して行う行政上の決定の基準を定める努力義務が、締約国の権限ある当局に課されている。ここではさらに、「自国の法令に従って」という留保がある。以上が、我が国が諸外国と締結した EPA の本体にある審査基準の設定についての規定の状況である。

審査基準については、これを設定することが義務として課されることが多い。ただし、【事例5】にみられるように、審査基準の設定が努力義務として課されることもないわけではない。そして、審査基準の設定を義務とするか努力義務とするかに関わらず、いずれも、「自国の法令に従って」というような留保が付されている。

(3) 審査基準の具体化

【事例1】日・マレーシア EPA 第5条2項 a号では、審査基準をできる限り具体化することが、締約国の権限ある当局に努力義務として課されている。ここでは、「自国の法令に従って」という留保はかからない。このことは、協定の日本語の条文を読む限りは明らか

でない。しかし、協定の英語の条文においては、同条 2 項のうち基準の具体化について定める部分は、同条 2 項の第 2 文に置かれ、「自国の法令に従って」という留保がかかる第 1 文とは切り離されていることから明らかである。【事例 2】日・インドネシア EPA 第 5 条 2 項 a 号では、審査基準をできる限り具体化することが、締約国政府の権限ある当局に努力義務として課されている。ここでも、「自国の法令に従って」という留保はかかっていないと解釈するのが合理的である。理由は、【事例 1】について述べたことと同様である。【事例 3】日・ブルネイ EPA 第 4 条 2 項 a 号においては、審査基準をできる限り具体的なものとするのが、締約国政府の権限ある当局の義務とされる。ここでも、「自国の関係法令に従って」という留保はかからない。その理由は【事例 1】について述べたことと同様である。【事例 4】日・フィリピン EPA 第 6 条 2 項 a 号においては、審査基準をできるだけ具体化することが、締約国の権限ある当局の義務とされる。「自国の法令に従って」という留保がこの義務に係らないことは、【事例 1】について述べたことと同様である。【事例 5】日・ベトナム EPA 第 5 条 2 項 a 号においては、審査基準をできる限り具体的なものとするのが、締約国の権限ある当局の努力義務とされる。「自国の法令に従って」という留保がこの努力義務に係らないことは、日・マレーシア EPA について述べたことと同様である。

審査基準の具体化については、これを義務とする事例と、努力義務とする事例に分かれる。日・ブルネイ EPA と日・フィリピン EPA が前者であり、日・マレーシア EPA、日・インドネシア EPA、日・ベトナム EPA が後者である。審査基準の具体化を義務とするか、努力義務とするかに関わらず、「自国の法令に従って」というような留保が付される例は見られなかった。

(4) 審査基準の公表

【事例 1】日・マレーシア EPA 第 5 条 2 項 b 号においては、審査基準を公に利用可能なものとするのが、締約国の権限ある当局の努力義務とされる。ここでは、「それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り」という留保が付されている。なお、同条 2 項本文の「自国の法令に従って」という留保がこの努力義務に係るのか否かは協定の日本語の条文を見る限り明らかではない。しかし、協定の英語の条文を見る限り、審査基準の公表の努力義務が第 2 文に置かれ、「自国の法令に従って」という文言がある第 1 文から切り離されていることは、審査基準の具体化について述べたことと同様である。したがって審査基準の公表には「自国の法令に従って」という留保はかからない。【事例 2】日・インドネシア EPA 第 5 条 2 項 b 号では、審査基準を公に利用可能なものとするのが締約国の権限ある当局の努力義務とされ、ここには「それが自国の政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り」という留保が付されている。「自国の法令に従って」という留保がかからないことは、審査基準の具体化について述べたことと同様である。【事例 3】日・ブルネイ EPA 第 4 条 2 項 b 号では、審査基準を公に利用可能なものとするのが締約国政府の権限ある当局の義務とされ、そこでも「それが自国の政府にとって行政上特別の支障

を来すことがない限り」という留保が付されている。「自国の関係法令に従って」という留保がこれに係らないことは、審査基準の具体化について述べたことと同様である。【事例 4】日・フィリピン EPA 第 6 条 2 項 b 号では、審査基準を公に利用可能なものにすることが締約国の権限ある当局の義務とされる。ここでも「それが自国にとって行政上特別の支障を来すことがない限り」という留保が付される。「自国の法令に従って」という留保がこれに係らないことは、審査基準の具体化について述べたことと同様である。【事例 5】日・ベトナム EPA 第 5 条 b 号では、審査基準を公に利用可能なものとするのが、締約国の権限ある当局の努力義務とされ、ここには「それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り」という留保がかかっている。「自国の関係法令に従って」という留保がこれに係らないことは、審査基準の具体化について述べたことと同様である。

審査基準の公表については、これを義務とするか努力義務とするかは、審査基準の具体化におけるのと同様であって、【事例 3】と【事例 4】が前者であり、【事例 1】、【事例 2】、【事例 5】が後者である。いずれにしても、収集された事例においては、「行政上特別の支障を来すことがない限り」という留保が付されている。

我が国が諸外国と締結した EPA には附属書がある。附属書は、EPA 本体と不可分の一部をなすものとされる¹。附属書では、行政サービスの個別分野ごとの規律が設けられることがある。そこでも、個別分野に限定されてはいるけれども、行政手続に関わる規定が設けられることがある。【事例 48】日・スイス EPA 附属書 7 第 5 条 b 号では、電気通信サービスの提供のための免許について、「個別の免許の条件」を公に利用可能なものとするのが締約国の権限ある当局の義務とされる。【事例 49】日・インド EPA 附属書 5 第 12 節 1 項 b 号では、電気通信サービス提供のための免許について、「個別の免許の条件」を公に利用可能なものとするのが締約国の義務とされる。

2 処理期間

(1) 行政手続法

行手法 6 条は、「行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない」と定める。その中では、第一に、標準処理期間を定める努力義務が行政庁に課され、第二にこの

¹ 例えば、日・スイス EPA 第 151 条には、「この協定の附属書及び注釈は、この協定の不可分の一部を成す」と定められている。

標準処理期間を定めた場合においてこれを公表することが義務付けられている。

(2) 標準処理期間の設定

【事例 6】日・マレーシア EPA 第 5 条 3 項 a 号では、「自己による申請の受理」と「申請に対して行う行政上の決定」との間の標準的な期間を定めることが、締約国の権限ある当局の努力義務とされている。そこには、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 7】日・インドネシア EPA 第 5 条 3 項 a 号では、「自己による申請の受理」と「申請に対して行う行政上の決定」との間の標準的な期間を定めることが、締約国政府の権限ある当局の努力義務とされる。そこには、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 8】日・ブルネイ EPA 第 4 条 3 項 a 号では、「自己による申請の受理」と「申請に対して行う行政上の決定」との間の標準的な期間を定める努力義務が締約国政府の権限ある当局に課され、ここでも「自国の関係法令に従って」という留保が付されている。【事例 9】日・フィリピン EPA 第 6 条 3 項 a 号では、「自己による申請の受理」と「申請に対してとる措置」との間の「標準的な期間を定めるよう努めること」を権限ある当局が行うこととされている。既に掲げた他の EPA とは書きぶりが若干異なっているものの、「努めること」を行わなければならないのであるから、努力義務と解釈することができる。【事例 10】日・ベトナム EPA 第 5 条 3 項 a 号では、「自己による申請の受理」と「申請に対して行う行政上の決定」との間の標準的な期間を定める努力義務が締約国の権限ある当局に課されている。ここでも、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 11】日・インド EPA 第 5 条 2 項 a 号では「自己による申請の受理」と「申請に対して行う行政上の決定」の間の標準的な期間を定める努力義務が締約国の権限ある当局に課されている。ここでも「自国の法令に従って」という留保が付されている。

標準処理期間の設定については、我が国が諸外国と締結した EPA の中では、努力義務とされている。そこでは、「自国の法令に従って」という留保が付される。

(3) 標準処理期間の公表

【事例 6】日・マレーシア EPA 第 5 条 3 項 b 号においては、標準処理期間が定められたときにこれを公にする努力義務が締約国の権限ある当局に課されている。ここには「自国の法令に従って」という留保が付される。【事例 7】日・インドネシア EPA 第 5 条 3 項 b 号では、標準処理期間を公に利用可能なものとするのが締約国政府の権限ある当局の努力義務とされる。ここでも、「自国の法令に従って」という留保が付される。【事例 8】日・ブルネイ EPA 第 4 条 3 項 b 号では、標準処理期間を公に利用可能なものとするのが締約国政府の権限ある当局の努力義務とされる。ここでも、「自国の関係法令に従って」という留保がかかっている。【事例 9】日・フィリピン EPA 第 6 条 3 項 b 号においては、標準処理期間が定められたときにこれを公にすることが、締約国の権限ある当局の義務とされる。ここでも、「自国の法令に従って」という留保が付される。【事例 10】日・ベトナム EPA 第 5 条 3 項 b 号においては、標準処理期間を公に利用可能なものとするのが締約国の権限あ

る当局の努力義務とされ、これについて「自国の法令に従って」という留保が付される。【事例 11】日・インド EPA 第 5 条 2 項 b 号では、標準処理期間が定められたときにこれを公に利用可能なものとするのが、締約国の権限ある当局の義務とされ、これについて「自国の法令に従って」という留保が付される。

標準処理期間の公表については、これを義務とするのが、【事例 9】、【事例 11】である。これに対して、【事例 6】、【事例 7】、【事例 8】、【事例 10】においては努力義務とされている。義務とするか努力義務とするかに関わらず、「自国の法令に従って」というような留保が付されるのが通例である。

個別分野のサービスについて収集された事例は以下のとおりである。【事例 52】日・スイス EPA 附属書 6 第 4 条 3 項第 2 文においては、金融サービスの提供の免許について、「免許に係る国内法令に基づいて要件を満たしていると認める申請に関する決定を行うために通常必要とされる期間」は、(a)「申請者の要請に応じて利用可能であること」、(b)「公に利用可能であること」、(c)「(a) 及び (b) に規定する方法の組合せにより利用可能であること」のいずれかを満たしているものでなければならないとされる。【事例 53】日・スイス EPA 附属書 7 第 5 条 1 項 a 号は、電気通信サービスの提供の免許について、「すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間」を公に利用可能なものとする義務を締約国の権限ある当局に課している。【事例 54】日・ペルー EPA 附属書 7 第 6 条 3 項 2 文は、金融サービスの提供の免許について、「免許に係る法令に基づいて要件を満たしていると認める申請に関する決定を行うために通常必要とされる期間」は、(a)「申請者の要請があった場合には利用可能であること」、(b)「公に利用可能であること」、(c)「(a) 及び (b) に規定する方法の組合せにより利用可能であること」のいずれかを満たすものでなければならないとする。

3 申請に対する応答

(1) 行政手続法

行手法 7 条は、「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない」と定める。この中では、第一に、申請に対して遅滞なく審査を開始する義務、第二に、申請の形式的要件に適合しない申請について申請者に補正を求めるか、又は申請を拒否する処分をすべき義務を行政庁に課している。

(2) 審査の開始

【事例 54】日・スイス EPA 第 67 条 1 項は、「自然人のために提出される入国の許可及び一時的な滞在の許可又は該当する場合には就労許可若しくは在留資格認定証明書」について、これらの申請の審査を遅滞なく行うことを締約国の権限ある当局に課している。【事例 55】日・スイス EPA 附属書 6 第 5 条 1 項は、金融サービスの提供に関連する申請について、締約国の権限ある当局は「不当に遅滞することなく審査する」ものとしている。

(3) 決定の通知

まず、それぞれの EPA のうち総則規定を取り上げる。【事例 12】日・メキシコ EPA 第 162 条 1 項 a 号は、「当該締約国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること」を締約国の権限ある当局に義務付けている。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。

【事例 13】日・マレーシア EPA 第 5 条 1 項 a 号は、同条 3 項に基づいて定められた標準処理期間を考慮して、「自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること」を締約国政府の権限ある当局に努力義務として課している。ここでも「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 14】日・チリ EPA 第 7 条 a 号は、「自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること」を締約国の権限ある当局に義務付けており、ここでも「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 15】日・インドネシア EPA 第 5 条 1 項は、同条 3 項に基づいて定められた標準処理期間を考慮して、「自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する」という努力義務を締約国政府の権限ある当局に課している。ここでも「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 16】日・フィリピン EPA 第 6 条 1 項 a 号は、「3 に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請に関する決定を合理的な期間内に申請者に通知すること」を締約国の権限ある当局に義務付けている。ここでも、「自国の法令に従って」という留保が付されている。

申請から一定の期間内に通知することについては、これを締約国の権限ある当局に義務付けるものが、【事例 12】、【事例 14】、【事例 16】である。これを締約国の当局の努力義務とするものが、【事例 13】、【事例 15】である。いずれも、「自国の法令に従って」という留保が付されている。

個別分野で申請に対する通知に関する規定が設けられているのは以下のとおりである。日・シンガポール EPA 第 59 条から第 61 条までの規定に基づいて特定の約束が行われたサービスの提供のための許可について、【事例 57】日・シンガポール EPA 第 64 条 4 項は、「自国の国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する」という義務を締約国の権限ある当局に課してい

る。【事例 58】日・スイス EPA 第 67 条 4 項は、「入国及び一時的な滞在又は該当する場合には就労許可若しくは在留資格認定証明書の申請者に対し、決定を行った後不当に遅滞することなく、その申請の結果を通知する」ことを締約国の権限ある当局に努力義務として課している。【事例 59】日・スイス EPA 附属書 6 第 5 条 2 項は、金融サービスの提供のための免許について、「免許を与えるに当たって適用される要件が満たされているとき」に、「申請の提出が当該締約国の国内法令に基づいて要件を満たしていると認めた後、原則として六箇月以内に免許を与える」という義務を締約国の権限のある当局に課している。【事例 60】日・インド EPA 第 64 条 4 項は、日・インド EPA 附属書 6 に記載された特定の約束が行われたサービスの提供のための許可について、「国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する」という義務を締約国の権限ある当局に課している。【事例 61】日・ペルー EPA 附属書 7 第 7 条は、金融サービスの提供のための免許について、「免許を与えるに当たって適用される要件が満たされているとき」に、「申請の提出が当該締約国の法令に定める要件を満たしていると認めた後、原則として六箇月以内に免許を与える」という義務を締約国の権限のある当局に課している。ここでは、同条第 2 文において、「六箇月以内に免許を与えるか否かについて決定を行うことが実現不可能な場合には、当該権限のある当局は、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める」という努力義務が定められている。【事例 77】WTO 設立協定の付属書 1B サービスの貿易に関する一般協定第 6 条は、サービス貿易の分野において、特定の約束が行われたサービスの提供のための許可について、「国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する」という義務を加盟国の権限のある当局に課している。

(4) 不備の通知

【事例 62】日・スイス EPA 附属書 5 第 2 条 b 号は、サービスの貿易の分野において、「サービス提供者に対する許可又は資格証明を与えるための要件を課する場合」に、「申請に不備があると判断する場合には、承認を要請したサービス提供者に対し、当該一方の締約国がその不備を通知する」という条件を満たす手続を採用し、又は維持する義務を締約国に課している。【事例 76】WTO 設立協定の付属書 1A の貿易の技術的障害に関する協定第 5 条は、中央政府機関による適合性評価手続について、「権限のある機関は、申請を受理した場合には、書類が不備でないことについての審査を速やかに行い、及びすべての不備について正確かつ十分な方法で申請者に通知する」と定めている。

4 理由の提示

(1) 行政手続法

行手法 8 条 1 項第 1 文は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」と定める。

そこでは、行政処分の申請に対して拒否をする処分をする場合に、拒否処分の理由を示すことが行政庁に義務付けられている。

(2) EPA

【事例 63】日・スイス EPA 附属書 6 第 5 条 4 項第 2 文は、金融サービスの提供に関連する申請について、「申請を拒否する決定が行われる場合において、要請があったときは、拒否の理由を申請者に通知する」と定める。また、【事例 64】日スイス EPA 附属書 7 第 5 条 2 項第 2 文は、電気通信サービスの提供のための免許について、「免許の申請を拒否する決定が行われる場合において、要請があったときは、当該締約国の権限のある当局は、拒否の理由を申請者に通知する」ことを締約国の権限ある当局に義務付けている。【事例 65】日・インド EPA 第 105 条 2 項は、知的財産の分野における特許について、「特許出願を拒絶すべき旨の決定をしようとする場合には、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知するとともに、当該締約国の法令に従い、合理的な期間内に当該拒絶の理由に対する意見を提出する機会を与える」ことを締約国の権限ある当局に義務付けている。【事例 66】日・インド EPA 附属書 5 第 12 節は、電気通信サービスの提供のための免許について、「免許を拒否した理由は、請求があるときは申請者に通知する」と定める。また、【事例 67】日・ペルー EPA 附属書 7 第 7 条は、金融サービスの分野での申請に関して、「申請を拒否する場合には、申請者の要請に応じ、実行可能な範囲内で拒否の理由を当該申請者に通知する」ことを締約国の権限ある当局に義務付けている。

申請に対して拒否処分をする場合の理由の通知については、電気通信サービス、金融サービス、知的財産の分野といった、一定の分野に限ったかたちで定められることが多い。ここでは、締約国の権限ある当局に理由の提示が義務付けられている。【事例 66】のように、「実行可能な範囲内で」という留保が付される事例も存在している。

5 情報の提供

(1) 行政手続法

行手法 9 条 1 項は、「行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない」と定められている。ここでは、申請に対する審査の進行状況等を示す努力義務が行政庁に課されている。

(2) EPA

【事例 17】日・メキシコ EPA 第 162 条 1 項 b 号は、「申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること」を締約国の権限ある当局に義務付けている。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 18】日・マレーシア EPA 第 5 条 1 項 b 号は、「申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること」を締約国政府の権限ある当局に努力義務として課しており、ここでは「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 19】日・

チリ EPA 第 7 条 b 号は、「申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること」を締約国の権限ある当局に義務付けており、ここでは「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 20】日・インドネシア EPA 第 5 条 1 項 b 号は、「申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提出すること」を締約国政府の権限ある当局に努力義務として課している。ここでも、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 21】日・フィリピン EPA 第 6 条 1 項 b 号は、「申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提出すること」を締約国の権限ある当局に義務付けている。ここでも、「自国の法令に従って」という留保が付されている。

申請の処理状況の情報提供については、これを締約国の権限ある当局に義務付けているのが、【17 事例】、【19 事例】、【21 事例】であり、これを努力義務とするのが、【18 事例】、【20 事例】である。義務とするか努力義務とするかに関わらず「自国の法令に従って」という留保が付される傾向がある。

個別分野における規定は以下のとおりである。【事例 68】日・スイス EPA 第 67 条は、自然人のために提出される入国の許可及び一時的な滞在の許可又は該当する場合には就労許可若しくは在留資格認定証明書に関する申請について、「締約国の権限のある当局は、申請者の要請があった場合には、当該申請者の申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する」と定める。【事例 69】日・スイス EPA 附属書 6 第 5 条は、金融サービスの提供に関する申請について、「締約国の権限のある当局は、申請者の要請があった場合には、当該申請者の申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する」と定める。【事例 70】日・インド EPA 第 64 条 4 項第 2 文は、日・インド EPA 附属書 6 に記載された特定の約束が行われたサービスの提供のための許可について、「申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する」ことを締約国の権限ある当局に義務付けている。【事例 71】日・ペルー EPA 第 142 条は、「可能な範囲内で、商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する申請及び手続に関し、利害関係者からの照会に応ずるよう努める」という努力義務を締約国に課している。【事例 77】WTO 設立協定の付属書 1B サービスの貿易に関する一般協定第 6 条は、特定の約束が行われたサービスの提供のための許可について、「申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する」ことを加盟国の権限ある当局に義務付けている。

個別分野における情報提供については、これを締約国の権限ある当局に義務付ける例が多いが、【事例 71】のように、努力義務とするものも存在する。また、「自国の法令に従って」というような留保が付される例は少ないが、【事例 71】のように、「可能な範囲内で」という留保が付されるものが存在している。

II 不利益処分

1 適当な通知

(1) 行政手続法

行手法 15 条 1 項は、「行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し」、「予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項」、「不利益処分の原因となる事実」、「聴聞の期日及び場所」、「聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地」を、「書面により通知しなければならない」と定める。そして、行手法 15 条 2 項は、前項の規定の書面において、「聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること」、「聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること」を教示しなければならないと定める。また、行手法 30 条は、「行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し」、「予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項」、「不利益処分の原因となる事実」、「弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出席すべき日時及び場所）」を「書面により通知しなければならない」と定める。

(2) EPA

【事例 22】日・マレーシア EPA 第 5 条 4 項 a 号は、「ある者に対して義務を課し、又は権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないとき」に、「適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）」を、当該措置を受ける者に対して与える努力義務を締約国の権限ある当局に課しており、ここでは「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 23】日・タイ EPA 第 5 条 a 号は、「ある者に対し義務を課し、または権利を制限するものをとる場合において、時間的にかつ当該措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないとき」に「適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）」を、当該措置を受ける者に対して与える義務を締約国の権限ある当局に課している。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 24】日・インドネシア EPA 第 5 条 4 項 a 号は、「ある者に対し義務を課し、又は権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないとき」に、「適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）」を、当該措置を受ける者に与える努力義務を締約国の権限ある当局に課している。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 25】日・ブルネイ EPA 第 4 条 4 項 a 号は、「ある者の利益に悪影響を及ぼす最

最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないとき」に、「適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）」を、当該決定を受ける者に対して与えることを締約国政府の権限ある当局に義務付けている。ここでは、「自国の関係法令に従って」という留保が付されている。【事例 26】日・フィリピン EPA 第 6 条 4 項 a 号は、「ある者に対し義務を課し、又は権利を制限するものをとる場合において、時間的にかつ当該の性質上許容され、及び公共の福祉に反することとならないとき」に、「適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）」を、当該決定を受ける者に対して与えることを締約国の権限ある当局に義務付けている。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 27】日・インド EPA 第 5 条 3 項は、「ある者に対し義務を課し、又は権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ当該の性質上許容され、及び公共の利益に反することとならないとき」に、「適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）」を、当該決定を受ける者に対して与えることを締約国の権限ある当局に義務付けている。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。

不利益処分を行う前に「適当な通知」を与えることについては、これを権限ある当局の義務とするのが、【事例 23】、【事例 25】、【事例 26】、【事例 27】である。これを努力義務とするのが、【事例 22】、【事例 24】である。いずれの場合も、「自国の法令に従って」というような留保が付される傾向にある。

2 意見陳述の機会

(1) 行政手続法

行手法 13 条 1 項柱書は、「行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない」と定め、意見陳述の手続としては、同条同項各号において、聴聞及び弁明の機会の付与を予定している。

(2) EPA

【事例 28】日・マレーシア EPA 第 5 条 4 項 b 号は、不利益処分を受ける者に対して、「当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会」を与えることを、締約国の権限ある当局に努力義務として課している。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 29】日・チリ EPA 第 7 条 c 号は、不利益処分を受ける者に対して、「時間的にかつ手続の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときに」「申請者に対し自己の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会を与えること」を締約国の権限ある当局に義務付けている。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 30】日・タイ EPA 第 5 条 b 号は、不利

益処分を受ける者に対して、「当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会」を与えることを締約国の権限ある当局に義務付けている。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 31】日・インドネシア EPA 第 5 条 4 項 b 号は、不利益処分を受ける者に対して、「当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会」を与えることを締約国政府の権限ある当局に努力義務として課している。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 32】日・ブルネイ EPA 第 4 条 4 項 b 号は、不利益処分を受ける者に対して、「当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会」を与えることを締約国政府の権限ある当局に義務付けている。ここでは、「自国の関係法令に従って」という留保が付されている。【事例 33】日・フィリピン EPA 第 6 条 4 項 b 号は、不利益処分を受ける者に対して、「当該措置の対象となる立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会」を与えることを締約国の権限ある当局に義務付けている。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 34】日・インド EPA 第 5 条 3 項は、不利益処分を受ける者に対して、「当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会」を与えることを締約国の権限ある当局に義務付けている。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。

不利益処分を行う場合の意見陳述の機会の付与については、これを締約国の権限ある当局の義務とするのが【事例 29】、【事例 30】、【事例 32】、【事例 33】、【事例 34】である。これを努力義務とするのが、【事例 28】、【事例 31】である。いずれの場合も、「自国の法令に従って」というような留保が付される傾向にある。

Ⅲ 意見公募

行手法 39 条 1 項は、「命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない」と定める。ここにいう「命令等」は、行手法 2 条 8 号で定義されており、内閣又は行政機関が定めるものであって、法律に基づく命令、審査基準、処分基準、行政指導指針である。行手法 39 条 1 項においては、第一に、命令等の案を事前に公示すること、第二に、意見提出先と意見提出のための期間を定めて一般の意見を求めることを命令等制定機関に義務付けている。

行手法 42 条は、「命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない」と定める。

行手法 43 条 1 項各号は、意見公募手続を実施した際に命令等制定機関に一定の事項を公示することを義務付けている。同条同項 1 号は、命令等の題名、同条同項 2 号は命令等の案の公示の日、同条同項 3 号は提出意見、同条同項 4 号は提出意見を考慮した結果を公示することを命令等制定機関に義務付けているのである。

以下では、第一に規制の事前の公表、第二に意見提出の機会の付与、第三に提出意見及び政府見解の公表、第四に提出意見の考慮義務を含むもの、最後にその他のものに分類して検討する。

1 事前の公表

【事例 35】日・メキシコ EPA 第 161 条 a 号は、「この協定の対象となる事項に影響を与える一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する場合には、その必要性及び潜在的な影響についての説明を付して、当該規制を事前に公表すること」を行うための手続を維持することを締約国政府に努力義務として課している。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 36】日・マレーシア EPA 第 5 条 a 号は、「この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般的に適用される規制を事前に公表すること」を締約国政府の努力義務としている。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 37】日・チリ EPA 第 6 条 a 号は、「一般に適用される行政上の規制であって、当該締約国が設定しようとし、及びこの協定の対象となる事項に影響を及ぼすものを事前に公表すること」を締約国に義務付けている。ここでは、「自国の法令に従って」という留保と、「実行可能な範囲内で」という留保が付されている。【事例 38】日・ベトナム EPA 第 4 条は、「この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する場合には、当該規制を事前に公表すること」を行う手続を採用し又は維

持することを締約国政府に努力義務として課している。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。

規制の事前の公表については、これを締約国の義務とするのが【事例 37】であり、努力義務とするのが、【事例 35】、【事例 36】、【事例 38】である。いずれの場合も、「自国の法令に従って」という留保が付され、【事例 37】にあつては「実行可能な範囲内で」という留保が併せて付されている。

2 意見提出の機会の付与

【事例 39】日・チリ EPA 第 6 条は、「当該規制を設定する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えること」を締約国に義務付けている。ここでは、「自国の法令に従って」という留保と、「実行可能な範囲内で」という留保が付されている。【事例 40】日・タイ EPA 第 4 条は、「この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般的に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与える」ことを締約国の努力義務として課している。ここでは、「自国の法令に従い」という留保が付されている。【事例 41】日・インドネシア EPA 第 4 条は、「この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を事前に公表し、及び当該措置を設定する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与える」ことを締約国政府の努力義務として課している。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 42】日・フィリピン EPA 第 5 条は、「この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与える」ことを締約国政府の努力義務として課している。ここでは、「自国の法令に従い」という留保が付されている。【事例 43】日・ペルー EPA 第 6 条は、「この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制について公衆による意見提出のための機会を与える」ことを締約国政府の努力義務として課している。ここでは、「可能な限り」という留保と「自国の法令に従い」という留保が付されている。

意見提出の機会の付与については、これを締約国の義務とするのが【事例 39】である。【事例 40】、【事例 41】、【事例 42】、【事例 43】は努力義務としている。いずれも、「自国の法令に従って」というような留保が付される傾向にある。さらに、【事例 39】にあつては、「実行可能な範囲内で」という留保が、【事例 43】にあつては「可能な限り」という留保が併せて付されている。

3 提出意見及び政府見解の公表

【事例 44】日・メキシコ EPA 第 161 条 c 号は、「(b) に規定する意見を公表する」ための手続を維持することを締約国政府の努力義務として課しており、ここで「自国の法令に従って」という留保が付されている。さらに、同条同号には、提出意見の公表に加えて、「適

当な場合には、これらの意見を取りまとめ、これに対する政府の見解を付するものとする」としている。

【事例 44】にあつては、第一に、提出意見を公表することが締約国政府の努力義務であり、「自国の法令に従って」という留保が付される。第二に、政府見解の公表は、「適当な場合に」提出意見に付するかたちで行われるものとしている。

4 提出意見の考慮義務を含むもの

【事例 45】日・メキシコ EPA 第 161 条 b 号は、「公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、(a)に規定する規制の設定の前にこれらの意見を考慮する」ための手続を維持することを締約国政府の努力義務として課している。ここでは、「国内法令に従って」という留保が付されている。【事例 46】日・マレーシア EPA 第 4 条 b 号は、同条 a 号で公表される規制を設定する前に「公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、当該意見を考慮すること」を締約国の努力義務としている。ここでは「自国の法令に従って」という留保が付されている。【事例 47】日・ベトナム EPA 第 4 条 b 号は、「公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、(a)に規定する規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、これらの意見を考慮する」ための手続を採用し又は維持することを締約国政府の努力義務としている。ここでは、「自国の法令に従って」という留保が付されている。

提出意見の考慮義務については、意見提出の機会の付与と合わせるかたちで規定される事例が存在している。いずれの事例においても努力義務として位置づけられ、「国内法令に従って」という留保が付される傾向にある。

5 その他

【事例 72】日・ペルー EPA 第 97 条 3 項は、同 90 条で「強制規格、任意規格及び適合性評価手続であつて、両締約国間の物品の貿易に影響を及ぼす可能性があるもの」に適用範囲が限定されている。同 97 条 3 項第 1 文は、「一方の締約国による強制規格案及び適合性評価手続案に係る通報の後、公衆及び他方の締約国が書面による意見を提出するために少なくとも六十日間の期間を置く」ことを締約国の努力義務としている。さらに、同条同項第 2 文は、「いずれの締約国も、意見の提出期間の延長についての合理的な要請に対して積極的な考慮を払う」としている。

IV 不服申立

行政上の不服申立てについての規定は、各協定のうち、個別分野に適用される部分に散見される。

【事例 73】日・インドネシア EPA 第 100 条 h 号第 1 文は、エネルギー・鉱物資源物品に関する輸出許可の申請について、「当該一方の締約国における法的要件及び行政上の要件を満たしている他方の締約国の全ての者は、輸出許可の申請及び審査について等しく資格を有する」とし、さらに同条同号第 2 文は、「当該他方の締約国の申請者は、輸出許可の申請が承認されなかった場合において、要請したときは、その理由を示されるものとし、また、当該一方の締約国の法令又は手続により異議を申し立て、又は審査を請求する権利を有する」とし、エネルギー・鉱物資源物品に関する輸入許可の申請に対する処分に対して不服申立をする権利が認められている。

【事例 74】日・ペルー EPA 第 130 条 2 項は、電気通信サービスの分野について、「公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であって関係する電気通信規制機関の決定に不服を有するものが、当該決定の再検討を当該電気通信規制機関に申し立てることができることを確保する」ことを締約国の義務としている。ここでは、「自国の法令に従い」という留保が付されている。

【事例 75】日・インド EPA 附属書 5 第 15 節 1 項は、電気通信サービスの分野について、「一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、当該一方の締約国の法令に従って紛争を解決するため、当該一方の締約国の電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関を適時に利用することができることを確保する」ことを締約国の義務としている。また、同節 2 項は、「関係する電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関の決定に不服を有する公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が当該決定の再検討について当該決定を行った機関に申立てを行うことができることを確保する」ことが締約国の義務とされている。ここでは、「自国の法令に規定する範囲内で」という留保が付されている。さらに、同節 3 項は、「関係する電気通信規制機関の決定に不服を有する公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が当該決定について独立した司法当局又は独立した行政当局に不服を申し立てる機会を有することを確保する」ことを締約国の義務としている。

以下は、WTO 設立協定の附属書 1A の協定である。【事例 78】千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第 7 条の実施に関する協定第 11 条 1 項は、関税と貿易の領域において、「自国の法令において、輸入者又は関税を納付すべき他の者が、不利益を受けることなく輸入貨物の課税価額の決定について不服申立てをする権利を定める」ことを締約国の義務としている。さらに、同条 3 項は、「不服申立てについての裁定は、不服申立てをした者に通知されるものとし、裁定の理由は、書面で通知される。不服申立てをした者は、更なる不服申立てをする権利について通知される」と定める。これは、第一に裁定の通知、

第二に裁定の理由の書面での通知、第三にさらなる不服申立の権利の通知の定めである。

第三部 収集事例一覧

I EPA 総則規定

1 申請に対する処分

(1) 審査基準

<p>【事例 1】 日・マレーシア EPA 第 5 条 第 2 項 権限ある当局は、<u>自国の法令に従って</u>、提出された申請に対して行う行政上の決定の基準を定めるものとし、また、次の事項を行うよう努める。 (a) そのような基準をできる限り具体的なものとする。 (b) そのような基準を、<u>それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り</u>、公に利用可能なものにする。</p>	<p>Article 5 2. The competent authorities <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Country</u>, establish standards for taking administrative decisions in response to submitted applications. The competent authorities <u>shall endeavour to:</u> (a) make such standards as specific as possible; and (b) make such standards publicly available <u>except when it would extraordinarily raise administrative difficulties for the Government.</u></p>
<p>【事例 2】 日・インドネシア EPA 第 5 条 第 2 項 締約国政府の権限ある当局は、<u>自国の法令に従って</u>、提出された申請に対して行う行政上の決定に<u>基準を定めるものとし</u>、また、次の事項を行うよう努める。 (a) そのような基準をできる限り具体的なものとする。 (b) そのような基準を、<u>それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り</u>、公に利用可能なものとする。</p>	<p>Article 5 2. The competent authorities of the Government of a Party <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party</u>, establish criteria for taking administrative decisions in response to submitted applications. The competent authorities <u>shall endeavor to:</u> (a) make such criteria as specific as possible; and (b) make such criteria publicly available <u>except when it would extraordinarily raise administrative difficulties for the Government of the Party.</u></p>
<p>【事例 3】 日・ブルネイ EPA 第 4 条</p>	<p>Article 4 2. The competent authorities of the Government of a Party <u>shall, in accordance</u></p>

<p>第 2 項 締約国政府の権限のある当局は、<u>自国の関係法令に従って</u>、提出された申請に対して行う行政上の決定の基準を定めるものとし、また、次の事項を行う。</p> <p>(a) そのような基準をできる限り具体的なものとする。</p> <p>(b) そのような基準を、<u>それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り</u>、公に利用可能なものとする。</p>	<p><u>with the applicable laws and regulations of the Party</u>, establish standards for taking administrative decisions in response to submitted applications. The competent authorities <u>shall</u>:</p> <p>(a) make such standards as specific as possible; and</p> <p>(b) make such standards publicly available <u>except when it would extraordinarily raise administrative difficulties for the Government of the Party</u>.</p>
<p>【事例 4】 日・フィリピン EPA 第 6 条 第 2 項 権限のある当局は、<u>自国の法令に従って</u>、提出された申請に対してとる措置の基準を定めるものとし、また、次の事項を行う。</p> <p>(a) そのような基準をできる限り具体的なものとする。</p> <p>(b) そのような基準を、<u>それが自国にとって行政上特別の支障を来すことのない限り</u>、公に利用可能なものにする。</p>	<p>Article 6 2. The competent authorities <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party</u>, establish standards for taking measures in response to submitted applications. The competent authorities <u>shall</u>:</p> <p>(a) make such standards as specific as possible; and</p> <p>(b) make such standards publicly available <u>except when it would extraordinarily raise administrative difficulties for the Party</u>.</p>
<p>【事例 5】 日・ベトナム EPA 第 5 条 第 2 項 締約国の権限のある当局は、<u>自国の法令に従って</u>、提出された申請に対して行う行政上の決定の基準を定めるよう努めるものとし、また、次の事項を行うよう努める。</p> <p>(a) そのような基準をできる限り具体的なものとする。</p> <p>(b) そのような基準を、<u>それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り</u>、公に利用可能なものとする。</p>	<p>Article 5 2. The competent authorities of a Party <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party, endeavor to</u> establish standards for taking administrative decisions in response to submitted applications. The competent authorities <u>shall endeavor to</u>:</p> <p>(a) make such standards as specific as possible; and</p> <p>(b) make such standards publicly available <u>except when it would extraordinarily raise administrative difficulties for the</u></p>

Government of the Party.

(2) 処理期間

<p>【事例 6】 日・マレーシア EPA 第 5 条 第 3 項 権限ある当局は、<u>自国の法令に従って</u>、次の事項を行うよう努める。 (a) 自己による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めること。 (b) 標準的な期間が定められたときには、当該期間を公にすること。</p>	<p>Article 5 3. The competent authorities <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Country, endeavour to:</u> (a) establish standard periods of time between receipt of applications by the competent authorities and administrative decisions taken in response to submitted applications; and (b) make such periods of time publicly available, if it is established.</p>
<p>【事例 7】 日・インドネシア EPA 第 5 条 第 3 項 締約国政府の権限ある当局は、<u>自国の法令に従って</u>、次の事項を行うよう努める。 (a) 自己による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めること。 (b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとする。</p>	<p>Article 5 3. The competent authorities of the Government of a Party <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party, endeavor to:</u> (a) establish standard periods of time between the receipt of applications by the competent authorities and the administrative decisions taken in response to submitted applications; and (b) make publicly available such periods of time, if established.</p>
<p>【事例 8】 日・ブルネイ EPA 第 4 条 第 3 項 締約国政府の権限のある当局は、<u>自国の関係法令に従って</u>、次の事項を行うよう努める。 (a) 自己による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めること。</p>	<p>Article 4 3. The competent authorities of the Government of a Party <u>shall, in accordance with the applicable laws and regulations of the Party, endeavour to:</u> (a) establish standard periods of time between the receipt of applications by the competent authorities and the administrative decisions</p>

<p>(b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとする。</p>	<p>taken in response to submitted applications; and (b) make publicly available such periods of time, if established.</p>
<p>【事例 9】 日・フィリピン EPA 第 6 条 第 3 項 権限のある当局は、自国の法令に従って、次のことを<u>行う</u>。 (a) 自己による申請の受理と提出された申請に対してとる措置との間の標準的な期間を定めるよう努めること。 (b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公にすること。</p>	<p>Article 6 3. The competent authorities <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party:</u> (a) <u>endeavor to</u> establish standard periods of time between receipt of applications by the competent authorities and measures taken in response to submitted applications; and (b) make such periods of time publicly available, if it is established.</p>
<p>【事例 10】 日・ベトナム EPA 第 5 条 第 3 項 締約国の権限のある当局は、<u>自国の法令に従って、次の事項を行うよう努める</u>。 (a) 自己による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めること。 (b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとする。</p>	<p>Article 5 3. The competent authorities of a Party <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party, endeavor to:</u> (a) establish standard periods of time between the receipt of applications by the competent authorities and the administrative decisions taken in response to the submitted applications; and (b) make publicly available such periods of time, if established.</p>
<p>【事例 11】 日・インド EPA 第 5 条 第 2 項 締約国の権限のある当局は、<u>自国の法令に従って、次の事項を行う</u>。 (a) 自己による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めるよう努めること。 (b) 標準的な期間が定められたときは、当該期</p>	<p>Article 5 2. The competent authorities of a Party shall, in accordance with the laws and regulations of the Party: (a) <u>endeavour to</u> establish standard periods of time between the receipt of applications by the competent authorities and the administrative decisions taken in response to the submitted applications; and</p>

間を公に利用可能なものとする。	(b) make publicly available such periods of time, if established.
-----------------	---

(3) 申請に対する応答

<p>【事例 12】 日・メキシコ EPA 第 162 条 第 1 項 締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し又は影響を及ぼす措置をとる場合には、<u>自国の法令に従って</u>、次のことを行う。 (a) 当該締約国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。</p>	<p>Article 162 1. Where measures are to be adopted which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement, the competent authorities of a Party <u>shall, in accordance with the domestic laws and regulations of the Party:</u> (a) inform the applicant of the decision concerning the application within a reasonable period of time after the submission of an application considered complete under the domestic laws and regulations of the Party; and</p>
<p>【事例 13】 日・マレーシア EPA 第 5 条 第 1 項 締約国政府の権限ある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、<u>自国の法令に従って</u>、次の事項を行うよう努める。 (a) 3 に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。</p>	<p>Article 5 1. Where the administrative decisions which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement are taken by the competent authorities of a Government, the competent authorities <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Country, endeavour to:</u> (a) inform the applicant of the decision within a reasonable period of time after the submission of an application considered complete under the laws and regulations of the Country, taking into account the established standard period of time referred to in paragraph 3 of this Article; and</p>
<p>【事例 14】 日・チリ EPA</p>	<p>Article 7 Where administrative decisions which pertain</p>

<p>第7条</p> <p>締約国の権限ある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、<u>自国の法令に従って</u>、次の事項を行う。</p> <p>(a) 自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。</p>	<p>to or affect the implementation and operation of this Agreement are taken by the competent authorities of a Party, the competent authorities <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party:</u></p> <p>(a) inform the applicant of the decision within a reasonable period of time after the submission of the application considered complete under the laws and regulations of the Party;</p>
<p>【事例 15】</p> <p>日・インドネシア EPA</p> <p>第5条</p> <p>第1項 締約国政府の権限ある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、<u>自国の法令に従って</u>、次の事項を行うよう努める。</p> <p>(a) 3 に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。</p>	<p>Article 5</p> <p>1. Where administrative decisions which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement are taken by the competent authorities of the Government of a Party, the competent authorities <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party, endeavor to:</u></p> <p>(a) inform the applicant of the decision within a reasonable period of time after the submission of the application considered complete under the laws and regulations of the Party, taking into account the established standard period of time referred to in paragraph 3; and</p>
<p>【事例 16】</p> <p>日・フィリピン EPA</p> <p>第6条</p> <p>第1項 締約国の権限ある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす措置をとる場合には、<u>自国の法令に従って</u>、次の事項を行う。</p> <p>(a) 3 に規定する定められた標準的な期間を考</p>	<p>Article 6</p> <p>1. Where measures are to be adopted which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement, the competent authorities of a Party <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party:</u></p> <p>(a) inform the applicant within a reasonable period of time of the decision concerning an</p>

<p>慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請に関する決定を合理的な期間内に申請者に通知すること。</p>	<p>application considered complete under the laws and regulations of the Party, taking into account the established standard period of time referred to in paragraph 3 below</p>
---	--

(4) 情報の提供

<p>【事例 17】 日・メキシコ EPA 第 162 条 第 1 項 締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し又は影響を及ぼす措置をとる場合には、<u>自国の法令に従って</u>、次のことを行う。 (b) 申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。</p>	<p>Article 162 1. Where measures are to be adopted which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement, the competent authorities of a Party <u>shall, in accordance with the domestic laws and regulations of the Party:</u> (b) provide, without undue delay, information concerning the status of the application, at the request of the applicant.</p>
<p>【事例 18】 日・マレーシア EPA 第 5 条 第 1 項 締約国政府の権限ある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、<u>自国の法令に従って</u>、次の事項を行うよう努める。 (b) 申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。</p>	<p>Article 5 1. Where the administrative decisions which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement are taken by the competent authorities of a Government, the competent authorities <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Country, endeavour to:</u> (b) provide, within a reasonable period of time, information concerning the status of the application, at the request of the applicant.</p>
<p>【事例 19】 日・チリ EPA 第 7 条 締約国の権限ある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、<u>自国の法令に従って</u>、次の</p>	<p>Article 7 Where administrative decisions which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement are taken by the competent authorities of a Party, the competent authorities <u>shall, in accordance with the laws</u></p>

<p>事項を行う。</p> <p>(b) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。</p>	<p><u>and regulations of the Party:</u></p> <p>(b) provide, within a reasonable period of time, information concerning the status of the application, at the request of the applicant; and</p>
<p>【事例 20】</p> <p>日・インドネシア EPA</p> <p>第 5 条</p> <p>第 1 項 締約国政府の権限ある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、<u>自国の法令に従って</u>、次の事項を行うよう努める。</p> <p>(b) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提出すること。</p>	<p>Article 5</p> <p>1. Where administrative decisions which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement are taken by the competent authorities of the Government of a Party, the competent authorities <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party, endeavor to:</u></p> <p>(b) provide, within a reasonable period of time, information concerning the status of the application, at the request of the applicant.</p>
<p>【事例 21】</p> <p>日・フィリピン EPA</p> <p>第 6 条</p> <p>第 1 項 締約国の権限ある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす措置をとる場合には、<u>自国の法令に従って</u>、次の事項を行う。</p> <p>(b) 申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提出すること。</p>	<p>Article 6</p> <p>1. Where measures are to be adopted which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement, the competent authorities of a Party <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party:</u></p> <p>(b) provide, without undue delay, information concerning the status of the application, at the request of the applicant.</p>

2 不利益処分

(1) 適当な通知

<p>【事例 22】</p> <p>日・マレーシア EPA</p> <p>第 5 条</p> <p>第 4 項 権限ある当局は、ある者に対して義務</p>	<p>Article 5</p> <p>4. The competent authorities <u>shall, prior to any final decision which imposes obligations on or restricts rights of a person, endeavour to</u></p>
---	---

<p>を課し、又は権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、<u>自国の法令に従って</u>、その者に対し次の通知及び機会を与えるよう努める。</p> <p>(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）</p>	<p>provide that person with:</p> <p>(a) a reasonable notice, including a description of the nature of the measure, specific provisions upon which such measure will be based, and the facts which may be a cause of taking such measure</p> <p>provided that time, nature of the measure and public interest permit and <u>in accordance with the laws and regulations of the Country.</u></p>
<p>【事例 23】</p> <p>日・タイ EPA</p> <p>第 5 条</p> <p>締約国の権限ある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす措置であって、ある者に対し義務を課し、または権利を制限するものをとる場合において、時間的にかつ当該措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときには、<u>自国の法令に従って</u>、最終的な決定を行う前に、当該措置の対象となる者に対し次の通知を行い、及び機会を与える。</p> <p>(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）</p>	<p>Article 5</p> <p>Where the competent authorities of a Party adopt measures which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement and which impose obligations on or restrict rights of a person, such competent authorities <u>shall</u>, prior to any final decision, when time, the nature of the measures and public interest permit and <u>in accordance with the laws and regulations of the Party</u>, provide that person with:</p> <p>(a) a reasonable notice, including a description of the nature of the measure, specific provisions upon which such measure will be based, and the facts which may be a cause of taking such measure</p>
<p>【事例 24】</p> <p>日・インドネシア EPA</p> <p>第 5 条</p> <p>第 4 項 締約国政府の権限ある当局は、ある者に対し義務を課し、または権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、<u>自国の法令に従って</u>、当該者に対し次の通知及び機会を与えるよう努める。</p>	<p>Article 5</p> <p>4. The competent authorities of the Government of a Party <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party</u>, prior to any final decision which imposes obligations on or restricts rights of a person, <u>endeavor to provide that person with:</u></p> <p>(a) a reasonable notice, including a description of the nature of the measure,</p>

<p>(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）</p>	<p>specific provisions upon which such measure will be based, and the facts which may be a cause of taking such measure; provided that time, nature of the measure and public interest permit.</p>
<p>【事例 25】 日・ブルネイ EPA 第 4 条 第 4 項 締約国政府の権限のある当局は、ある者の利益に悪影響を及ぼす最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、<u>自国の関係法令に従って</u>、当該者に対し次の通知及び機会を与える。 (a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）</p>	<p>Article 4 4. The competent authorities of the Government of a Party <u>shall, in accordance with the applicable laws and regulations of the Party,</u> prior to any final decision which adversely affects the interests of a person, provide that person with: (a) a reasonable notice, including a description of the nature of the measure, specific provisions upon which such measure will be based, and the facts which may be a cause of taking such measure; <u>provided</u> that time, nature of the measure and public interest permit.</p>
<p>【事例 26】 日・フィリピン EPA 第 6 条 第 4 項 権限ある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす措置であって、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限する者をとる場合において、時間的かつ当該の性質上許容され、及び公共の福祉に反することとならないときは、<u>自国の法令に従って</u>、最終的な決定を行う前に、当該措置の対象となる者に対し次の通知及び機会を与える。 (a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）</p>	<p>Article 6 4. Where measures are to be adopted by the competent authorities which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement and which impose obligations on or restrict rights of a person, such competent authorities <u>shall,</u> prior to any final decision, when time, the nature of the measures and public interest permit and <u>in accordance with the laws and regulations of the Party,</u> provide that person with: (a) a reasonable notice, including a description of the nature of the measure, specific provisions upon which such measure will be based, and the facts which may be a</p>

	cause of taking such measure
<p>【事例 27】</p> <p>日・インド EPA</p> <p>第 5 条</p> <p>第 3 項 締約国の権限のある当局は、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、<u>自国の法令に従って</u>、当該者に対し次の通知及び機会を<u>与える</u>。</p> <p>(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）</p>	<p>Article 5</p> <p>3. The competent authorities of a Party <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party</u>, prior to taking any final decision which imposes obligations on or restricts rights of a person, provide that person with:</p> <p>(a) a reasonable notice, including a description of the nature of the measure, specific provisions upon which such measure would be based, and the facts which may be a cause of taking such measure;</p> <p><u>provided</u> that time, the nature of the measure, and the public interest permit.</p>

(2) 意見陳述の機会

<p>【事例 28】</p> <p>日・マレーシア EPA</p> <p>第 5 条</p> <p>第 4 項 権限ある当局は、ある者に対して義務を課し、または権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、<u>自国の法令に従って</u>、その者に対し次の通知及び機会を<u>与えるよう努める</u>。</p> <p>(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会</p>	<p>Article 5</p> <p>4. The competent authorities <u>shall</u>, prior to any final decision which imposes obligations on or restricts rights of a person, <u>endeavour to provide that person with:</u></p> <p>(b) a reasonable opportunity to present facts and arguments in support of position of such person,</p> <p><u>provided that time, nature of the measure and public interest permit and in accordance with the laws and regulations of the Country.</u></p>
<p>【事例 29】</p> <p>日・チリ EPA</p> <p>第 7 条 締約国の権限ある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、<u>自国の法令に従って</u>、次の事項を行う。</p> <p>(c) 時間的にかつ手続の性格上許容され、及び</p>	<p>Article 7</p> <p>Where administrative decisions which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement are taken by the competent authorities of a Party, the competent authorities <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party:</u></p>

<p>公共の利益に反することとならないときには、最終的な行政上の決定を行う前に、申請者に対し自己の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会を与えること。</p>	<p>(c) afford the applicant a reasonable opportunity to present facts and arguments in support of its positions prior to any final administrative decisions, when time, the nature of the proceeding, and the public interest permit.</p>
<p>【事例 30】 日・タイ EPA 第 5 条 締約国の権限ある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす措置であつて、ある者に対し義務を課し、または権利を制限するものをとる場合において、時間的にかつ当該措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときには、<u>自国の法令に従って</u>、最終的な決定を行う前に、当該措置の対象となる者に対し次の通知を<u>行い</u>、及び機会を<u>与える</u>。 (b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会</p>	<p>Article 5 Where the competent authorities of a Party adopt measures which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement and which impose obligations on or restrict rights of a person, such competent authorities <u>shall</u>, prior to any final decision, when time, the nature of the measures and public interest permit and <u>in accordance with the laws and regulations of the Party</u>, provide that person with: (b) a reasonable opportunity to present facts and arguments in support of the position of such person.</p>
<p>【事例 31】 日・インドネシア EPA 第 5 条 第 4 項 締約国政府の権限ある当局は、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、<u>自国の法令に従って</u>、当該者に対し次の通知及び機会を与えるよう<u>努める</u>。 (b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会</p>	<p>Article 5 4. The competent authorities of the Government of a Party <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party</u>, prior to any final decision which imposes obligations on or restricts rights of a person, <u>endeavor to provide</u> that person with: (b) a reasonable opportunity to present facts and arguments in support of position of such person, provided that time, nature of the measure and public interest permit.</p>
<p>【事例 32】 日・ブルネイ EPA</p>	<p>Article 4 4. The competent authorities of the</p>

<p>第4条 第4項 締約国政府の権限のある当局は、ある者の利益に悪影響を及ぼす最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、<u>自国の関係法令に従って</u>、当該者に対し次の通知及び機会を与える。</p> <p>(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会</p>	<p>Government of a Party <u>shall, in accordance with the applicable laws and regulations of the Party</u>, prior to any final decision which adversely affects the interests of a person, provide that person with:</p> <p>(b) a reasonable opportunity to present facts and arguments in support of position of such person, provided that time, nature of the measure and public interest permit.</p>
<p>【事例 33】 日・フィリピン EPA 第6条 第4項 権限ある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす措置であって、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限する者をとる場合において、時間的かつ当該の性質上許容され、及び公共の福祉に反することとならないときは、<u>自国の法令に従って</u>、最終的な決定を行う前に、当該措置の対象となる者に対し次の通知及び機会を与える。</p> <p>(b) 当該措置の対象となる立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会</p>	<p>Article 6 4. Where measures are to be adopted by the competent authorities which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement and which impose obligations on or restrict rights of a person, such competent authorities <u>shall</u>, prior to any final decision, when time, the nature of the measures and public interest permit and <u>in accordance with the laws and regulations of the Party</u>, provide that person with:</p> <p>(b) a reasonable opportunity to present facts and arguments in support of the position of such person.</p>
<p>【事例 34】 日・インド EPA 第5条 第3項 締約国の権限のある当局は、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、<u>自国の法令に従って</u>、当該者に対し次の通知及び機会を与える。</p> <p>(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会</p>	<p>Article 5 3. The competent authorities of a Party <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party</u>, prior to taking any final decision which imposes obligations on or restricts rights of a person, provide that person with:</p> <p>(b) a reasonable opportunity to present facts and arguments in support of a position of such person, provided that time, the nature of the measure, and the public interest permit.</p>

3 意見公募

(1) 事前の公表

<p>【事例 35】 日・メキシコ EPA 第 161 条</p> <p>各締約国政府は、次のことを行うため、<u>国内法令に従って</u>、公衆による意見提出の手続を維持するよう努める。ただし、緊急の場合、特に、人の健康、安全若しくは福祉、環境の保全又は有限天然資源の保存に対する現実のかつ急迫した危険が存在する場合には、この手続によらないことができる。</p> <p>(a) この協定の対象となる事項に影響を与える一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する場合には、その必要性及び潜在的な影響についての説明を付して、当該規制を事前に公表すること。</p>	<p>Article 161</p> <p>The Government of each Party <u>shall, in accordance with the domestic laws and regulations of the Party, endeavor to</u> maintain public comment procedures, except in cases of emergency, inter alia, a real or imminent danger to the health, safety, or welfare of persons, to the preservation of the environment or to the conservation of exhaustible natural resources, in order to:</p> <p>(a) make public in advance regulations of general application that affect any matter covered by this Agreement, accompanied by an explanation of their rationale and potential effects, when the Government adopts, amends or repeals them;</p>
<p>【事例 36】 日・マレーシア EPA 第 4 条</p> <p>各締約国政府は、<u>自国の法令に従って</u>、次のことを行うよう努める。</p> <p>(a) この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般的に適用される規制を事前に公表すること。</p>	<p>Article 4</p> <p>Each Government <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Country, endeavour to:</u></p> <p>(a) make public in advance regulations of general application that affect any matter covered by this Agreement</p>
<p>【事例 37】 日・チリ EPA 第 6 条</p> <p>各締約国は、<u>自国の法令に従って</u>、<u>実行可能な範囲内で</u>、次の事項を行う。</p> <p>(a) 一般に適用される行政上の規制であって、当該締約国が設定しようとし、及びこの協定の対象となる事項に影響を及ぼすものを事前に公</p>	<p>Article 6</p> <p>To the extent practicable, each Party <u>shall, in accordance with its laws and regulations:</u></p> <p>(a) make public in advance administrative regulations of general application that it proposes to adopt and that affect any matter covered by this Agreement;</p>

表すること。	
<p>【事例 38】 日・ベトナム EPA 第 4 条</p> <p>各締約国政府は、次の事項を行うために、<u>自国の法令に従って</u>、公衆による意見提出の<u>手続</u>を採用し、又は維持するよう努める。</p> <p>(a) この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する場合には、当該規制を事前に公表すること。</p>	<p>Article 4</p> <p>The Government of each Party <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party, endeavor to adopt or maintain</u> public comment procedures, in order to:</p> <p>(a) make public in advance regulations of general application that affect any matter covered by this Agreement, when the Government adopts, amends, or repeals them; and</p>

(2) 意見提出の機会の付与

<p>【事例 39】 日・チリ EPA 第 6 条</p> <p>各締約国は、<u>自国の法令に従って</u>、<u>実行可能な範囲内で</u>、次の事項を行う。</p> <p>(b) 当該規制を設定する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えること。</p>	<p>Article 6</p> <p><u>To the extent practicable, each Party shall, in accordance with its laws and regulations:</u></p> <p>(b) provide a reasonable opportunity for comments by the public before adoption of such regulations.</p>
<p>【事例 40】 日・タイ EPA 第 4 条</p> <p>各締約国は、緊急の場合又は軽微な場合を除くほか、<u>自国の法令に従い</u>、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般的に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。</p>	<p>Article 4</p> <p>The Government of each Party <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party, endeavour to provide, except in cases of emergency or of insignificant nature, a reasonable opportunity for comments by the public before the adoption, amendment or repeal of regulations of general application that affect any matter covered by this Agreement.</u></p>
<p>【事例 41】 日・インドネシア EPA 第 4 条</p> <p>各締約国政府は、<u>自国の法令に従って</u>、この</p>	<p>Article 4</p> <p>The Government of each Party <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party, endeavor to make public in</u></p>

<p>協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を事前に公表し、及び当該措置を設定する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。</p>	<p>advance regulations of general application that affect any matter covered by this Agreement and to provide a reasonable opportunity for comments by the public before adoption of such regulations.</p>
<p>【事例 42】 日・フィリピン EPA 第 5 条 各締結国政府は、緊急の場合または純粋に軽微な場合を除くほか、<u>自国の法令に従い</u>、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。</p>	<p>Article 5 The Government of each Party <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party, endeavor to provide</u>, except in cases of emergency or of purely minor nature, a reasonable opportunity for comments by the public before the adoption, amendment or repeal of regulations of general application that affect any matter covered by this Agreement.</p>
<p>【事例 43】 日・ペルー EPA 第 6 条 各締約国は、<u>可能な限り、かつ、自国の法令に従い</u>、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制について公衆による意見提出のための機会を与えるよう努める。</p>	<p>Article 6 Each Party <u>shall, to the extent possible and in accordance with its laws and regulations, endeavor to provide</u> an opportunity for comments from the public on any regulation of general application that affects any matter covered by this Agreement.</p>

(3) 提出意見及び政府見解の公表

<p>【事例 44】 日・メキシコ EPA 第 161 条 各締約国政府は、次のことを行うため、<u>国内法令に従って</u>、公衆による意見提出の手続を維持するよう努める。ただし、緊急の場合、特に、人の健康、安全若しくは福祉、環境の保全又は有限天然資源の保存に対する現実のかつ急迫した危険が存在する場合には、この手続によらないことができる。</p>	<p>Article 161 The Government of each Party <u>shall, in accordance with the domestic laws and regulations of the Party, endeavor to maintain</u> public comment procedures, except in cases of emergency, inter alia, a real or imminent danger to the health, safety, or welfare of persons, to the preservation of the environment or to the conservation of exhaustible natural resources, in order to:</p>
--	---

<p>(c) (b) に規定する意見を公表すること。適当な場合には、これらの意見を取りまとめ、これに対する政府の見解を付するものとする。</p>	<p>(c) make public those comments. Where appropriate, those comments should be compiled and accompanied by the views of the Government on them.</p>
--	---

(4) 提出意見の考慮義務

<p>【事例 45】 日・メキシコ EPA 第 161 条 各締約国政府は、次のことを行うため、<u>国内法令に従って</u>、公衆による意見提出の手続を維持するよう努める。ただし、緊急の場合、特に、人の健康、安全若しくは福祉、環境の保全又は有限天然資源の保存に対する現実のかつ急迫した危険が存在する場合には、この手続によらないことができる。 (b) 公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、(a)に規定する規制の設定の前にこれらの意見を考慮すること。</p>	<p>Article 161 The Government of each Party <u>shall, in accordance with the domestic laws and regulations of the Party, endeavor to</u> maintain public comment procedures, except in cases of emergency, inter alia, a real or imminent danger to the health, safety, or welfare of persons, to the preservation of the environment or to the conservation of exhaustible natural resources, in order to: (b) provide a reasonable opportunity for comments by the public and give consideration to those comments before the adoption of such regulations;</p>
<p>【事例 46】 日・マレーシア EPA 第 4 条 各締約国政府は、<u>自国の法令に従って</u>、次のことを行うよう努める。 (b) そのような規制を設定する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、当該意見を考慮すること。</p>	<p>Article 4 Each Government <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Country, endeavour to:</u> (b) provide a reasonable opportunity for comments by the public and give consideration to those comments before adoption of such regulations.</p>
<p>【事例 47】 日・ベトナム EPA 第 4 条 各締約国政府は、次の事項を行うために、<u>自国の法令に従って</u>、公衆による意見提出の手続を採用し、又は維持するよう努める。</p>	<p>Article 4 The Government of each Party <u>shall, in accordance with the laws and regulations of the Party, endeavor to adopt or maintain</u> public comment procedures, in order to: (b) provide a reasonable opportunity for</p>

<p>(b) 公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、(a)に規定する規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、これらの意見を考慮すること。</p>	<p>comments by the public and give consideration to those comments before adoption, amendment, or repeal of such regulations.</p>
--	---

II EPA 各論規定

1 審査基準の公表

<p>【事例 48】 日・スイス EPA 附属書 7 (第 6 章関係) 電気通信サービス 第 5 条 第 1 項 電気通信サービスの提供に免許が必要とされる場合には、締約国の権限のある当局は、次の事項を公に<u>利用可能なものとする</u>。 (b) 個別の免許の条件</p>	<p>Article V 1. Where a licence is required for the supply of a telecommunications service, the competent authority of a Party <u>shall</u> make the following publicly available: (b) the terms and conditions of individual licences.</p>
<p>【事例 49】 日・インド EPA 附属書 5 (第 6 章関係) 電気通信サービス 第 12 節 第 1 項 電気通信サービスの提供のために免許が必要とされる場合には、締約国は、次の事項を公に<u>利用可能なものとする</u>。 (b) 個別の免許の条件</p>	<p>Section 12 1. Where a licence is required for the supply of a telecommunications service, a Party <u>shall</u> make publicly available: (b) the terms and conditions of individual licences.</p>
<p>【事例 50】 日・インド EPA 附属書 5 (第 6 章関係) 電気通信サービス 第 16 節 各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に影響を及ぼす条件に関する情報が公に利用可能であることを<u>確保する</u>。当該情報には、次のものを含む。 (a) 料金その他のサービスの条件 (b) 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスとの技術的インタフェースの仕様 (c) 当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成及び採択について責任を負う機関に関する情報 (d) 端末その他の機器の接続に適用される条件</p>	<p>Section 16 Each Party <u>shall</u> ensure that relevant information on conditions affecting access to and use of public telecommunications transport networks and services is publicly available, including: (a) tariffs and other terms and conditions of service; (b) specifications of technical interfaces with such networks and services; (c) information on bodies responsible for the preparation and adoption of standards affecting such access and use; (d) conditions applying to attachment of terminal or other equipment; and</p>

(e) 届出、登録又は免許の要件	(e) notifications, registration or licensing requirements, if any.
<p>【事例 51】 日・ペルー EPA 附属書 7（第 7 章関係） 金融サービス 第 6 条 第 3 項 金融サービスの提供に免許が必要とされる場合には、締約国の権限のある当局は、当該免許を得るための要件及び手続を公に<u>利用可能なものとする</u>。当該締約国の免許に係る法令に基づいて要件を満たしていると認める申請に関する決定を行うために通常必要とされる期間については、<u>次のいずれかでなければならない</u>。</p> <p>(a) 申請者の要請があった場合には利用可能であること。 (b) 公に利用可能であること。 (c) (a) 及び (b) に規定する方法の組合せにより利用可能であること。</p>	<p>Article 6 3. Where a license is required for the supply of a financial service, the competent authorities of a Party <u>shall</u> make the requirements and procedures for such a license publicly available. The period of time normally required to reach a decision concerning an application considered complete under the Party's laws and regulations for a license <u>shall</u>:</p> <p>(a) be made available to any applicant upon request; (b) be made publicly available; or (c) be made available by a combination of subparagraphs (a) and (b).</p>

2 標準処理期間の公表

<p>【事例 52】 日・スイス EPA 附属書 6（第 6 章関係） 金融サービス 第 4 条 第 3 項 金融サービスの提供に免許が必要とされる場合には、締約国の権限のある当局は、そのような免許を得るための要件及び手続を公に<u>利用可能なものとする</u>。当該締約国の免許に係る国内法令に基づいて要件を満たしていると認める申請に関する決定を行うために通常必要とされる期間については、<u>次のいずれかでなければならない</u>。</p> <p>(a) 申請者の要請に応じて利用可能であること。</p>	<p>Article IV 3. Where a licence is required for the supply of a financial service, the competent authorities of a Party <u>shall</u> make the requirements and procedures for such a licence publicly available. The period of time normally required to reach a decision concerning an application considered complete under the Party's laws and regulations for a licence <u>shall</u>:</p> <p>(a) be made available to any applicant upon request; (b) be made publicly available; or (c) be made available by a combination of (a)</p>
---	---

<p>(b) 公に利用可能であること。 (c) (a) 及び (b) に規定する方法の組合せにより利用可能であること。</p>	<p>and (b).</p>
<p>【事例 53】 日・スイス EPA 附属書 7 (第 6 章関係) 電気通信サービス 第 5 条 第 1 項 電気通信サービスの提供に免許が必要とされる場合には、締約国の権限のある当局は、次の事項を公に<u>利用可能なものとする</u>。 (a) すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間</p>	<p>Article V 1. Where a licence is required for the supply of a telecommunications service, the competent authority of a Party <u>shall</u> make the following publicly available: (a) all the licensing criteria and the period of time normally required to reach a decision concerning an application for a licence; and</p>
<p>【事例 54】 日・ペルー EPA 附属書 7 (第 7 章関係) 金融サービス 第 6 条 第 3 項 金融サービスの提供に免許が必要とされる場合には、締約国の権限のある当局は、当該免許を得るための要件及び手続を公に<u>利用可能なものとする</u>。当該締約国の免許に係る法令に基づいて要件を満たしていると認める申請に関する決定を行うために通常必要とされる期間については、<u>次のいずれか</u>でなければならない。 (a) 申請者の要請があった場合には利用可能であること。 (b) 公に利用可能であること。 (c) (a) 及び (b) に規定する方法の組合せにより利用可能であること。</p>	<p>Article 6 3. Where a license is required for the supply of a financial service, the competent authorities of a Party <u>shall</u> make the requirements and procedures for such a license publicly available. The period of time normally required to reach a decision concerning an application considered complete under the Party's laws and regulations for a license <u>shall</u>: (a) be made available to any applicant upon request; (b) be made publicly available; or (c) be made available by a combination of subparagraphs (a) and (b).</p>

3 審査の開始

<p>【事例 55】 日・スイス EPA 第 67 条 第 1 項 一方の締約国の権限のある当局は、他</p>	<p>Article 67 1. The competent authorities of each Party <u>shall</u> process without delay applications for the grant of entry and temporary stay or,</p>
---	---

<p>方の締約国の自然人のために提出される入国の許可及び一時的な滞在の許可又は該当する場合には就労許可若しくは在留資格認定証明書に関し、これらの申請（その更新の申請を含む。）の審査を遅滞なく<u>行う</u>。</p>	<p>where applicable, work permits or certificates of eligibility submitted for natural persons of the other Party, including applications for renewal thereof.</p>
<p>【事例 56】 日・スイス EPA 附属書 6（第 6 章関係） 金融サービス 第 5 条 第 1 項 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国のサービス提供者が提出する金融サービスの提供に関連する申請を不当に遅滞することなく<u>審査する</u>。</p>	<p>Article V 1. The competent authorities of each Party <u>shall</u> process, without undue delay, applications related to the supply of financial services submitted by service suppliers of the other Party.</p>

4 決定の通知

<p>【事例 57】 日・シンガポール EPA 第 64 条 第 4 項 特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必要な場合には、締約国の権限のある当局は、自国の国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に<u>通知する</u>。締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を、不当に遅滞することなく<u>提供する</u>。</p>	<p>Article 64 4. Where authorization is required for the supply of a service on which a specific commitment has been made, the competent authorities of a Party <u>shall</u>, within a reasonable period of time after the submission of an application considered complete under that Party's domestic laws and regulations , inform the applicant of the decision concerning the application. At the request of the applicant, the competent authorities of the Party <u>shall</u> provide, without undue delay, information concerning the status of the application.</p>
<p>【事例 58】 日・スイス EPA 第 67 条 第 4 項 締約国の権限のある当局は、入国及び一時的な滞在又は該当する場合には就労許可若</p>	<p>Article 67 4. After a decision has been taken, the competent authorities of a Party <u>shall endeavour to</u> notify without undue delay the applicant for entry and temporary stay or,</p>

<p>しくは在留資格認定証明書の申請者に対し、決定を行った後不当に遅滞することなく、その申請の結果を通知するよう努める。その通知には、在留期間その他の条件を含める。</p>	<p>where applicable, work permit or certificate of eligibility, of the outcome of the application. The notification shall include the period of stay and any other conditions.</p>
<p>【事例 59】 日・スイス EPA 附属書 6（第 6 章関係） 金融サービス 第 5 条 第 5 項 金融サービスの提供に免許が必要とされる場合において、免許を与えるに当たって適用される要件が満たされているときは、締約国の権限のある当局は、申請の提出が当該締約国の国内法令に基づいて要件を満たしていると認められた後、原則として六箇月以内に免許を<u>与える</u>。</p>	<p>Article V 5. Where a licence is required for the supply of a financial service, and if the applicable requirements for the granting of a licence are fulfilled, the competent authorities of a Party <u>shall</u> grant the applicant a licence, as a rule within six months after the submission of its application is considered complete under the laws and regulations of that Party.</p>
<p>【事例 60】 日・インド EPA 第 64 条 第 4 項 締約国の権限のある当局は、特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必要な場合には、国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に<u>通知する</u>。締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく<u>提供する</u>。</p>	<p>Article 64 4. Where authorisation is required for the supply of a service on which a specific commitment has been made, the competent authorities of a Party <u>shall</u>, within a reasonable period of time after the submission of an application considered complete under domestic laws and regulations, inform the applicant of the decision concerning the application. At the request of the applicant, the competent authorities of the Party <u>shall</u> provide, without undue delay, information concerning the status of the application.</p>
<p>【事例 61】 日・ペルー EPA 附属書 7（第 7 章関係） 金融サービス 第 7 条 第 4 項 金融サービスの提供に免許が必要とされる場合において、免許を与えるに当たって適用される要件が満たされているときは、締約国</p>	<p>Article 7 4. Where a license is required for the supply of a financial service, and if the applicable requirements for the granting of a license are fulfilled, the competent authorities of a Party <u>shall</u> grant the applicant a license, as a rule within six months after the submission of its</p>

<p>の権限のある当局は、申請の提出が当該締約国の法令に定める要件を満たしていると認めた後、原則として六箇月以内に免許を与える。六箇月以内に免許を与えるか否かについて決定を行うことが実現不可能な場合には、当該権限のある当局は、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。</p>	<p>application is considered complete under the laws and regulations of that Party. Where it is not practicable for a decision to be made within six months, the competent authorities <u>shall endeavor to</u> make the decision within a reasonable period of time thereafter.</p>
--	--

5 不備の通知

<p>【事例 62】 日・スイス EPA 附属書 5 (第 6 章関係) サービス提供者の資格の承認 第 2 条 一方の締約国がサービス提供者に対する許可又は資格証明を与えるための要件を課する場合には、当該一方の締約国は、次の条件を満たす手続を採用し、又は維持する。 (a) 他方の締約国において得られた教育若しくは経験又は満たされた要件を承認するよう求めるいずれかの締約国のサービス提供者の要請に対し、当該一方の締約国が妥当な考慮を払うこと。 (b) 当該一方の締約国が申請に不備があると判断する場合には、承認を要請したサービス提供者に対し、当該一方の締約国がその不備を通知すること。なお、当該一方の締約国により申請が不適格であると判断されたサービス提供者に対し、当該サービス提供者が承認を得るための方法を少なくとも一つ提供するよう、当該一方の締約国は努める。</p>	<p>Article II Where a Party has requirements for the authorisation or certification of service suppliers, that Party <u>shall</u> adopt or maintain procedures under which: (a) that Party gives due consideration to any requests by a service supplier of either Party to recognize its education or experience obtained, or requirements met in the other Party; and (b) where that Party finds that the application is deficient, the service supplier requesting recognition is informed of the deficiency. That Party <u>shall endeavour to</u> provide the service supplier whose application has been found to be deficient with at least one means to achieve the recognition.</p>
--	---

6 理由の提示

<p>【事例 63】</p>	<p>Article V</p>
-----------------------	------------------

<p>日・スイス EPA 附属書 6 (第 6 章関係) 金融サービス 第 5 条 第 4 項 各締約国の権限のある当局は、申請の結果をその決定を行った後直ちに申請者に通知する。申請を拒否する決定が行われる場合において、要請があったときは、拒否の理由を申請者に<u>通知する</u>。</p>	<p>4. The competent authorities of each Party <u>shall</u> notify the applicant of the outcome of its application promptly after a decision has been taken. In case a decision is taken to deny an application, the reason for the denial shall be made known to the applicant upon request.</p>
<p>【事例 64】 日・スイス EPA 附属書 7 (第 6 章関係) 電気通信サービス 第 5 条 第 2 項 締約国の権限のある当局は、申請の結果をその決定を行った後不当に遅滞することなく申請者に通知する。免許の申請を拒否する決定が行われる場合において、要請があったときは、当該締約国の権限のある当局は、拒否の理由を申請者に<u>通知する</u>。</p>	<p>Article V 2. The competent authority of a Party <u>shall</u> notify the applicant of the outcome of its application without undue delay after a decision has been taken. In case a decision is taken to deny an application for a licence, the competent authority of the Party shall make known to the applicant, upon request, the reason for the denial.</p>
<p>【事例 65】 日・インド EPA 第 105 条 第 2 項 締約国の権限のある当局は、特許出願を拒絶すべき旨の決定をしようとする場合には、特許出願人に対し、拒絶の理由を<u>通知する</u>とともに、<u>当該締約国の法令に従い</u>、合理的な期間内に当該拒絶の理由に対する意見を提出する機会を<u>与える</u>。</p>	<p>Article 105 2. Where the competent authority of a Party intends to render its decision to the effect that an application for a patent is to be refused, it <u>shall</u> notify the applicant for the patent of the reasons for refusal and give the said applicant an opportunity to present, <u>in accordance with the laws and regulations of the Party</u>, its case against the reasons for refusal within a reasonable period of time.</p>
<p>【事例 66】 日・インド EPA 附属書 5 (第 6 章関係) 電気通信サービス 第 12 節 第 2 項 免許を拒否した理由は、請求があるときは申請者に<u>通知する</u>。</p>	<p>Section 12 2. The reasons for denial of a licence <u>shall</u> be made known to the applicant upon request.</p>

<p>【事例 67】 日・ペルー EPA 附属書 7（第 7 章関係） 金融サービス 第 7 条 第 3 項 締約国の権限のある当局は、申請を拒否する場合には、申請者の要請に応じ、<u>実行可能な範囲内</u>で拒否の理由を当該申請者に<u>通知する</u>。</p>	<p>Article 7 3. If the competent authorities of a Party deny an application, the reason for the denial <u>shall, to the extent practicable</u>, be made known to the applicant upon request.</p>
---	---

7 情報の提供

<p>【事例 68】 日・スイス EPA 第 67 条 第 2 項 締約国の権限のある当局は、申請を審査するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、当該申請者に通知するよう<u>努める</u>。 第 3 項 締約国の権限のある当局は、申請者の要請があった場合には、その申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供するよう<u>努める</u>。</p>	<p>Article 67 2. If the competent authorities of a Party require additional information from the applicant in order to process the application, they <u>shall endeavour to</u> notify the applicant without undue delay. 3. Upon request by the applicant, the competent authorities of a Party <u>shall endeavour to</u> provide, without undue delay, information concerning the status of the application.</p>
<p>【事例 69】 日・スイス EPA 附属書 6（第 6 章関係） 金融サービス 第 5 条 第 3 項 締約国の権限のある当局は、申請者の要請があった場合には、当該申請者の申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。</p>	<p>Article V 3. Upon request by the applicant, the competent authorities of a Party <u>shall</u> provide, without undue delay, information concerning the status of its application.</p>
<p>【事例 70】 日・インド EPA 第 64 条 第 4 項 締約国の権限のある当局は、特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必</p>	<p>Article 64 4. Where authorisation is required for the supply of a service on which a specific commitment has been made, the competent authorities of a Party <u>shall</u>, within a</p>

<p>要な場合には、国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。</p>	<p>reasonable period of time after the submission of an application considered complete under domestic laws and regulations, inform the applicant of the decision concerning the application. At the request of the applicant, the competent authorities of the Party <u>shall</u> provide, without undue delay, information concerning the status of the application.</p>
<p>【事例 71】 日・ペルーEPA 第 142 条 第 1 項 各締約国は、第五条の規定を実施するほか、<u>可能な範囲内で</u>、商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する申請及び手続に関し、利害関係者からの照会に応ずるよう努める。</p>	<p>Article 142 1. Further to Article 5, each Party <u>shall endeavor, to the extent possible, to</u> respond to the inquiries from interested persons regarding applications and procedures relating to the entry and temporary stay of nationals for business purposes.</p>

8 意見公募

<p>【事例 72】 日・ペルーEPA 第 97 条 第 3 項 両締約国は、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合を除くほか、一方の締約国による強制規格案及び適合性評価手続案に係る通報の後、公衆及び他方の締約国が書面による意見を提出するために少なくとも六十日間の期間を置くよう努める。いずれの締約国も、意見の提出期間の延長についての合理的な要請に対して積極的な<u>考慮を払</u>う。</p>	<p>Article 97 3. The Parties <u>shall endeavor to</u> allow a period of at least 60 days following the notification of proposed technical regulations and conformity assessment procedures for the public and the other Party to provide written comments, except where urgent problems of safety, health, environmental protection or national security arise or threaten to arise. A Party <u>shall</u> give positive consideration to a reasonable request for extending the comment period.</p>
--	---

9 不服申立

<p>【事例 73】 日・インドネシア EPA</p>	<p>Article 100 If a Party adopts or maintains export</p>
---------------------------------	--

<p>第 100 条 輸出許可手続及びその運用</p> <p>一方の締約国が、エネルギー・鉱物資源物品に関し、輸出許可手続を採用し、又は維持する場合には、次のとおりにする。</p> <p>(h) 当該一方の締約国における法的要件及び行政上の要件を満たしている他方の締約国の全ての者は、輸出許可の申請及び審査について等しく資格を有する。当該他方の締約国の申請者は、輸出許可の申請が承認されなかった場合において、要請したときは、<u>その理由を示されるものとし</u>、また、当該一方の締約国の法令又は手続により異議を申し立て、又は審査を請求する権利を有する。</p>	<p>licensing procedures with respect to an energy and mineral resource good:</p> <p>(h) any person of the other Party which fulfils the legal and administrative requirements of the former Party shall be equally eligible to apply and to be considered for a license. If the license application is not approved, the applicant of the other Party <u>shall</u>, on request, be given the reason therefor and <u>shall</u> have a right of appeal or review <u>in accordance with the domestic legislation or procedures of the former Party</u>.</p>
<p>【事例 74】</p> <p>日・ペルー EPA</p> <p>第 130 条</p> <p>第 2 項 各締約国は、<u>自国の法令に従い</u>、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であって関係する電気通信規制機関の決定に不服を有するものが、当該決定の再検討を当該電気通信規制機関に申し立てることができることを<u>確保する</u>。いずれの締約国も、適当な当局が当該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、その申立てを行ったことを根拠として当該電気通信規制機関の決定に従わないことを認めてはならない。</p>	<p>Article 130</p> <p>2. Each Party <u>shall ensure, in accordance with its laws and regulations</u>, that any supplier of public telecommunications transport networks or services aggrieved by a determination or decision of its relevant telecommunications regulatory body may petition that body for reconsideration of that determination or decision. Neither Party shall permit such a petition to constitute grounds for non-compliance with such determination or decision of the said body unless an appropriate authority suspends or withdraws such determination or decision.</p>
<p>【事例 75】</p> <p>日・インド EPA</p> <p>附属書 5 (第 6 章関係) 電気通信サービス</p> <p>第 15 節 紛争解決及び上訴</p> <p>第 1 項 一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、当該一方の締約国の法令に従</p>	<p>Section 15</p> <p>1. Each Party <u>shall</u> ensure that suppliers of public telecommunications transport networks or services of the other Party have timely recourse to its telecommunications regulatory body or dispute resolution body to resolve disputes in accordance with the laws</p>

<p>って紛争を解決するため、当該一方の締約国の電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関を適時に利用することができることを確保する。</p> <p>第 2 項 各締約国は、<u>自国の法令に規定する範囲内</u>で、関係する電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関の決定に不服を有する公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が当該決定の再検討について当該決定を行った機関に申立てを行うことができることを確保する。いずれの締約国も、適当な機関が当該決定を取り消し、又はその執行を停止し、若しくは中止する場合を除くほか、当該申立てが当該機関の決定を遵守しないことの原因を構成することを許してはならない。</p> <p>第 3 項 各締約国は、関係する電気通信規制機関の決定に不服を有する公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が当該決定について独立した司法当局又は独立した行政当局に不服を申し立てる機会を有することを確保する。</p>	<p>and regulations of the former Party.</p> <p>2. Each Party <u>shall ensure, to the extent provided for in its laws and regulations</u> that any supplier of public telecommunications transport networks or services aggrieved by the determination or decision of the relevant telecommunications regulatory body or dispute resolution body may petition that body for reconsideration of that determination or decision. Neither Party may permit such a petition to constitute grounds for non-compliance with such determination or decision of the said body unless an appropriate authority suspends, withdraws or stays such determination or decision.</p> <p>3. Each party <u>shall ensure</u> that any supplier of public telecommunications transport networks or services aggrieved by a determination or decision of the relevant telecommunications regulatory body has the opportunity to appeal such determination or decision to an independent judicial or administrative authority.</p>
---	---

Ⅲ WTO 設立協定附属書

1 申請に対する処分

WTO 設立協定

附属書 1A 物品の貿易に関する多角的協定

貿易の技術的障害に関する協定

<p>【事例 76】</p> <p>第 5 条</p> <p>5.2 加盟国は、5.1 の規定を実施する場合には、次の規定を適用することを確保する。</p> <p>5.2.2 各適合性評価手続の処理に要する標準的な期間は、公表され、又は要請に応じ処理に要する予想される期間は、申請者に通知される。権限のある機関は、申請を受理した場合には、書類が不備でないことについての審査を速やかに行い、及びすべての不備について正確かつ十分な方法で申請者に通知する。権限のある機関は、必要に応じて是正手段がとられるように、評価の結果を正確かつ十分な方法で申請者にできる限り速やかに伝達する。申請に不備がある場合であっても、申請者が要請するときは、権限のある機関は、実行可能な限り適合性評価の手続を進める。申請者は、その要請により、手続の段階を通知され、及び遅延があればその説明を受ける。</p>	<p>Article 5</p> <p>5.2 When implementing the provisions of paragraph 1, Members <u>shall</u> ensure that:</p> <p>5.2.2 the standard processing period of each conformity assessment procedure is published or that the anticipated processing period is communicated to the applicant upon request; when receiving an application, the competent body promptly examines the completeness of the documentation and informs the applicant in a precise and complete manner of all deficiencies; the competent body transmits as soon as possible the results of the assessment in a precise and complete manner to the applicant so that corrective action may be taken if necessary; even when the application has deficiencies, the competent body proceeds as far as practicable with the conformity assessment if the applicant so requests; and that, upon request, the applicant is informed of the stage of the procedure, with any delay being explained;</p>
--	--

付属書 1B サービスの貿易に関する一般協定

<p>【事例 77】</p> <p>第 6 条</p> <p>3.特定の約束が行われたサービスの提供のため</p>	<p>Article VI</p> <p>3. Where authorization is required for the supply of a service on which a specific</p>
--	---

<p>に許可が必要な場合には、加盟国の権限のある当局は、国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に<u>通知する</u>。加盟国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく<u>提供する</u>。</p>	<p>commitment has been made, the competent authorities of a Member <u>shall</u>, within a reasonable period of time after the submission of an application considered complete under domestic laws and regulations, inform the applicant of the decision concerning the application. At the request of the applicant, the competent authorities of the Member <u>shall</u> provide, without undue delay, information concerning the status of the application.</p>
--	--

2 不服申立

附属書 1A 物品の貿易に関する多角的協定

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定

<p>【事例 78】</p> <p>第 11 条</p> <p>1. 各加盟国は、自国の法令において、輸入者又は関税を納付すべき他の者が、不利益を受けることなく輸入貨物の課税価額の決定について不服申立てをする権利を<u>定める</u>。</p> <p>2.各加盟国は、自国の法令において、司法機関に対し不利益を受けることなく不服申立てをする権利を<u>定める</u>。もっとも、不利益を受けることなく行う第一次的な不服申立ては、関税当局内の機関又は独立の機関に対してすることを定めることができる。</p> <p>3.不服申立てについての裁定は、不服申立てをした者に<u>通知されるものとし</u>、裁定の理由は、書面で<u>通知される</u>。不服申立てをした者は、更なる不服申立てをする権利について<u>通知される</u>。</p>	<p>Article 11</p> <p>1. The legislation of each Member <u>shall</u> provide in regard to a determination of customs value for the right of appeal, without penalty, by the importer or any other person liable for the payment of the duty.</p> <p>2. An initial right of appeal without penalty <u>may</u> be to an authority within the customs administration or to an independent body, but the legislation of each Member shall provide for the right of appeal without penalty to a judicial authority.</p> <p>3. Notice of the decision on appeal <u>shall</u> be given to the appellant and the reasons for such decision shall be provided in writing. The appellant <u>shall</u> also be informed of any rights of further appeal.</p>
--	--

参考

附属書 1A 物品の貿易に関する多角的協定
船積み前検査に関する協定

<p>【事例 R79】</p> <p>第 2 条</p> <p>不服申立ての手続</p> <p>21. 利用加盟国は、船積み前検査の機関が輸出者によって提起される苦情を受け付け及び審査し並びにこれについて決定を行うための手続を定めること並びに当該手続に関する情報が 6 及び 7 の規定に従って輸出者に提供されることを確保する。利用加盟国は、次の指針に従って当該手続が定められ及び維持されることを確保する。</p> <p>(a) 船積み前検査の機関は、船積み前検査に係る管理運営事務所を維持する各都市又は各港において通常の執務時間中に輸出者の不服申立て又は苦情を受け付け及び審査し並びにこれについて決定を行うことができる一人以上の職員を指名する。</p> <p>(b) 輸出者は、指名された職員に対し、問題となっている特定の取引に関する事実、苦情の性質及び解決案を記載した文書を提出する。</p> <p>(c) 指名された職員は、輸出者の苦情に好意的な配慮を払うものとし、(b)の文書の受領後できる限り速やかに決定を行う。</p>	<p>Article 2</p> <p>21. User Members shall ensure that preshipment inspection entities establish procedures to receive, consider and render decisions concerning grievances raised by exporters, and that information concerning such procedures is made available to exporters in accordance with the provisions of paragraphs 6 and 7. User Members shall ensure that the procedures are developed and maintained in accordance with the following guidelines:</p> <p>(a) preshipment inspection entities shall designate one or more officials who shall be available during normal business hours in each city or port in which they maintain a preshipment inspection administrative office to receive, consider and render decisions on exporters' appeals or grievances;</p> <p>(b) exporters shall provide in writing to the designated official(s) the facts concerning the specific transaction in question, the nature of the grievance and a suggested solution;</p> <p>(c) the designated official(s) shall afford sympathetic consideration to exporters' grievances and shall render a decision as soon as possible after receipt of the documentation referred to in subparagraph (b).</p>
--	--

第四部 事例インデックス

事例番号は「第三部 収集事例一覧」の番号に従った。大分類、中分類、小分類の項目立て番号は「第二部 事例解説」の項目立て番号に従っている。

I EPA 総則規定

事例番号	大分類	中分類	締約国	適用分野
事例 1	I 申請に対する処分	1 審査基準	日・マレーシア	租税に係る課税措置は適用除外
事例 2	I 申請に対する処分	1 審査基準	日・インドネシア	租税に係る課税措置は適用除外
事例 3	I 申請に対する処分	1 審査基準	日・ブルネイ	租税に係る課税措置は適用除外
事例 4	I 申請に対する処分	1 審査基準	日・フィリピン	租税に係る課税措置は適用除外
事例 5	I 申請に対する処分	1 審査基準	日・ベトナム	租税に係る課税措置は適用除外
事例 6	I 申請に対する処分	2 処理期間	日・マレーシア	租税に係る課税措置は適用除外
事例 7	I 申請に対する処分	2 処理期間	日・インドネシア	租税に係る課税措置は適用除外
事例 8	I 申請に対する処分	2 処理期間	日・ブルネイ	租税に係る課税措置は適用除外
事例 9	I 申請に対する処分	2 処理期間	日・フィリピン	租税に係る課税措置は適用除外
事例 10	I 申請に対する処分	2 処理期間	日・ベトナム	租税に係る課税措置は適用除外
事例 11	I 申請に対する処分	2 処理期間	日・インド	租税に係る課税措置は適用除外

事例 12	I 申請に対する処分	3 申請に対する応答	日・メキシコ	租税に係る課税措置は適用除外
事例 13	I 申請に対する処分	3 申請に対する応答	日・マレーシア	租税に係る課税措置は適用除外
事例 14	I 申請に対する処分	3 申請に対する応答	日・チリ	
事例 15	I 申請に対する処分	3 申請に対する応答	日・インドネシア	租税に係る課税措置は適用除外
事例 16	I 申請に対する処分	3 申請に対する応答	日・フィリピン	租税に係る課税措置は適用除外
事例 17	I 申請に対する処分	4 情報の提供	日・メキシコ	租税に係る課税措置は適用除外
事例 18	I 申請に対する処分	4 情報の提供	日・マレーシア	租税に係る課税措置は適用除外
事例 19	I 申請に対する処分	4 情報の提供	日・チリ	
事例 20	I 申請に対する処分	4 情報の提供	日・インドネシア	租税に係る課税措置は適用除外
事例 21	I 申請に対する処分	4 情報の提供	日・フィリピン	租税に係る課税措置は適用除外
事例 22	II 不利益処分	1 適当な通知	日・マレーシア	租税に係る課税措置は適用除外
事例 23	II 不利益処分	1 適当な通知	日・タイ	租税に係る課税措置は適用除外
事例 24	II 不利益処分	1 適当な通知	日・インドネシア	租税に係る課税措置は適用除外
事例 25	II 不利益処分	1 適当な通知	日・ブルネイ	租税に係る課税措置は適用除外
事例 26	II 不利益処分	1 適当な通知	日・フィリピン	租税に係る課税措置は適用除外
事例 27	II 不利益処分	1 適当な通知	日・インド	租税に係る課税措置は適用除外
事例 28	II 不利益処分	2 意見陳述の機会	日・マレーシア	租税に係る課税措置は適用除外
事例 29	II 不利益処分	2 意見陳述の機会	日・チリ	

事例 30	Ⅱ 不利益処分	2 意見陳述の機会	日・タイ	租税に係る課税措置は適用除外
事例 31	Ⅱ 不利益処分	2 意見陳述の機会	日・インドネシア	租税に係る課税措置は適用除外
事例 32	Ⅱ 不利益処分	2 意見陳述の機会	日・ブルネイ	租税に係る課税措置は適用除外
事例 33	Ⅱ 不利益処分	2 意見陳述の機会	日・フィリピン	租税に係る課税措置は適用除外
事例 34	Ⅱ 不利益処分	2 意見陳述の機会	日・インド	租税に係る課税措置は適用除外
事例 35	Ⅲ 意見公募	1 事前の公表	日・メキシコ	租税に係る課税措置は適用除外
事例 36	Ⅲ 意見公募	1 事前の公表	日・マレーシア	租税に係る課税措置は適用除外
事例 37	Ⅲ 意見公募	1 事前の公表	日・チリ	
事例 38	Ⅲ 意見公募	1 事前の公表	日・ベトナム	租税に係る課税措置は適用除外
事例 39	Ⅲ 意見公募	2 意見提出の機会の付与	日・チリ	
事例 40	Ⅲ 意見公募	2 意見提出の機会の付与	日・タイ	租税に係る課税措置は適用除外
事例 41	Ⅲ 意見公募	2 意見提出の機会の付与	日・インドネシア	租税に係る課税措置は適用除外
事例 42	Ⅲ 意見公募	2 意見提出の機会の付与	日・フィリピン	租税に係る課税措置は適用除外
事例 43	Ⅲ 意見公募	2 意見提出の機会の付与	日・ペルー	租税に係る課税措置は適用除外
事例 44	Ⅲ 意見公募	3 提出意見及び政府見解の公表	日・メキシコ	租税に係る課税措置は適用除外
事例 45	Ⅲ 意見公募	4 提出意見の考慮義務	日・メキシコ	租税に係る課税措置は適用除外
事例 46	Ⅲ 意見公募	4 提出意見の考慮義務	日・マレーシア	租税に係る課税措置は適用除外
事例 47	Ⅲ 意見公募	4 提出意見の考慮義務	日・ベトナム	租税に係る課税措置は適用除外

II EPA 各論規定

事例番号	大分類	中分類	小分類	締約国	適用分野
事例 48	I 申請に対する処分	1 審査基準	(4) 審査基準の公表	日・スイス	電気通信サービス
事例 49	I 申請に対する処分	1 審査基準	(4) 審査基準の公表	日・インド	電気通信サービス
事例 50	I 申請に対する処分	1 審査基準	(4) 審査基準の公表	日・インド	電気通信サービス
事例 51	I 申請に対する処分	1 審査基準	(4) 審査基準の公表	日・ペルー	金融サービス
事例 52	I 申請に対する処分	2 処理期間	(3) 標準処理期間の 公表	日・スイス	金融サービス
事例 53	I 申請に対する処分	2 処理期間	(3) 標準処理期間の 公表	日・スイス	電気通信サービス
事例 54	I 申請に対する処分	2 処理期間	(3) 標準処理期間の 公表	日・ペルー	金融サービス
事例 55	I 申請に対する処分	3 申請に対する応答	(2) 審査の開始	日・スイス	自然人の移動
事例 56	I 申請に対する処分	3 申請に対する応答	(2) 審査の開始	日・スイス	金融サービス
事例 57	I 申請に対する処分	3 申請に対する応答	(3) 決定の通知	日・シンガポール	特定の約束が行われたサービス
事例 58	I 申請に対する処分	3 申請に対する応答	(3) 決定の通知	日・スイス	自然人の移動
事例 59	I 申請に対する処分	3 申請に対する応答	(3) 決定の通知	日・スイス	金融サービス

事例 60	I 申請に対する処分	3 申請に対する応答	(3) 決定の通知	日・インド	特定の約束が行われたサービス
事例 61	I 申請に対する処分	3 申請に対する応答	(3) 決定の通知	日・ペルー	金融サービス
事例 62	I 申請に対する処分	3 申請に対する応答	(4) 不備の通知	日・スイス	サービスの貿易
事例 63	I 申請に対する処分	4 理由の提示		日・スイス	金融サービス
事例 64	I 申請に対する処分	4 理由の提示		日・スイス	電気通信サービス
事例 65	I 申請に対する処分	4 理由の提示		日・インド	特許
事例 66	I 申請に対する処分	4 理由の提示		日・インド	電気通信サービス
事例 67	I 申請に対する処分	4 理由の提示		日・ペルー	金融サービス
事例 68	I 申請に対する処分	5 情報の提供		日・スイス	自然人の移動
事例 69	I 申請に対する処分	5 情報の提供		日・スイス	金融サービス
事例 70	I 申請に対する処分	5 情報の提供		日・インド	特定の約束が行われたサービス
事例 71	I 申請に対する処分	5 情報の提供		日・ペルー	自然人の移動
事例 72	Ⅲ意見公募	5 その他		日・ペルー	強制規格、任意規格及び適合性 評価手続
事例 73	Ⅳ不服申立			日・インドネシア	エネルギー・鉱物資源
事例 74	Ⅳ不服申立			日・ペルー	電気通信サービス
事例 75	Ⅳ不服申立			日・インド	電気通信サービス

Ⅲ WTO 設立協定附属書

事例番号	大分類	中分類	小分類	締約国	適用分野
事例 76	I 申請に対する処分	2 申請に対する応答	(4) 不備の通知	WTO 加盟国	適合性評価手続
事例 77	I 申請に対する処分	2 申請に対する応答	(3) 決定の通知	WTO 加盟国	サービスの貿易
		5 情報の提供			
事例 78	IV不服申立			WTO 加盟国	関税
事例 R79	IV不服申立			WTO 加盟国	関税

総則規定の図表

大分類	中分類	小分類	シンガポール*	メキシコ	マレーシア	チリ	タイ	インドネシア	ブルネイ	ASEAN	フィリピン	スイス	ベトナム	インド	ペルー	行手法
I 申請に対する処分	1 審査基準	審査基準の設定	—	—	a+c	—	—	a+c	a+c	—	a+c	—	b+c	—	—	a
		審査基準の具体化	—	—	b	—	—	b	a	—	a	—	c	—	—	a
		審査基準の公表	—	—	b+c	—	—	b+c	a+c	—	a+c	—	b	—	—	a
	2 処理期間	処理期間の設定	—	—	b+c	—	—	b+c	b+c	—	b+c	—	b+c	b+c	—	b
		処理期	—	—	b+c	—	—	b+c	b+c	—	a+c	—	b+c	a+c	—	a

		間の公表														
3 申請 に対する 応答	審査の 開始	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	b+c	—	—	a
	決定の 通知	—	a+c	b+c	a+c	—	b+c	—	—	a+c	—	—	—	—	—	—
	不備の 通知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 理由 の提示	5 情報 の提供	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	a
		—	a+c	b+c	a+c	—	b+c	—	—	a+c	—	—	—	—	—	b
II 不 利 益	1 適当 な通知	—	—	b+c	—	a+c	b+c	a+c	—	a+c	—	—	a+c	—	—	a
	2 意見	—	—	b+c	a+c	a+c	b+c	a+c	—	a+c	—	—	a+c	—	—	a

処 分	陳 述 の 機 会															
Ⅲ 意 見 公 募	1 事前 の 公 表	—	b+c	b+c	a+2c	—	—	—	—	—	—	b+c	—	—	a	
	2 意見 提 出 の 機 会 の 付与	—	—	—	a+2c	b+c	b+c	—	—	b+c	—	—	—	b+2c	a	
	3 提出 意 見 及 び 政 府 見 解 の 公 表	—	b+c	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	a	

IV 不 服 申 立	4 提出 意 見 の 考 慮 義 務	—	b+c	b+c	—	—	—	—	—	—	—	—	b+c	—	—	a
	5 其 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	行 審 法 に 規 定 あ り

*日・シンガポール EPA を意味する。以下同じ。順番は、左から発効年月順とした。

図表中の記号は、「a：義務規定 b：努力義務規定 c：留保事項（複数ある場合はその数も表示） —：該当なし」を意味する。